

令和4年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和4年3月10日(木)

令和4年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年3月10日(木) 開会 午前10時00分  
散会 午後 3時35分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正

## 令和4年第1回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第 41号 ロシアのウクライナ侵攻に対する決議（案）の提出について
- 日程第 8 議案第 4号 東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 5号 東栄町保健・医療・福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 東栄町国民健康保険東栄診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10号 東栄町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11号 東栄町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 13号 東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 14号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 15号 東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 16号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 17号 東栄医療センター特別会計設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第 22 議案第 18号 東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 19号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 24 議案第 20号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第14号）について

- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）に  
ついて
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 6 号）に  
ついて
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 4 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 4 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 4 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 4 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 4 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 4 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 令和 4 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出  
について

## ----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

それでは開会を致します。ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回東栄町議会定例会を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付した日程のとおりでございます。ここでお諮りいたします。ただいま加藤彰男君他1名から議案第41号ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案の提出についての案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第41号を日程に追加し、追加日程第1として上程することに決定いたしました。

## ----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により3番伊藤真千子君、5番伊藤芳孝君の2名を指名します。

## ----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お手元に配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和4年第1回東栄町議会定例会会期日程は13日間でございます。本日3月10日木曜日午前10時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、教育方針説明、議案上程、委員会付託。3月11日金曜日午前10時一般質問。3月12日から14日まで休会。3月15日火曜日午前10時予算特別委員会、付託案件審査。3月16日水曜日午前10時総務経済委員会、付託案件審査、午後1時文教福祉委員会、付託案件審査。3月17日から21日まで休会。3月22日火曜日午前10時本会議、委員長報告、討論、採決、閉会。以上でございます

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり定例会の会議は本日から3月22日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会議は本日から3月22日までの13日間と決定いたします。会議中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願いいたします。

#### ----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3、諸般の報告を行います。議会関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いいたします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る2月10日木曜日及び2月28日月曜日の両日当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。2月10日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。28日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和4年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります会期および審議予定表のとおりで、会議は本日から3月22日までの13日間でございます。初日議了を除く各議案につきましては、常任委員会に審査を付託します。後ほど配布をする議員付託表のとおりでございますので慎重審議よろしくお願ひします。次に一般質問でございますが今回の質問者は4名であり3月11日金曜日午前10時より開催いたします。続いて陳情書の関係ですが、お手元にお配りしました陳情請願等一覧表のとおりです。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へお申し出下さい。なお、本日ロシアのウクライナ侵攻について、臨時の議会運営委員会を開催し協議の結果、決議案を本日追加上程することと決まりました。最後になりますが、令和4年第1回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどよろしくお願ひを致します。以上で、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（亀山和正君）

令和4年第1回東栄町議会定例会諸般の報告を議長に代わりまして、ご報告いたします。令和3年第4回定例会以降の行事等につきましては、お手元に諸般の報告として一覧表を配布させていただきましたのでお目通しお願い致します。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から12月23日に11月分1月25日に12月分2月24日に1月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては、事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願い致します。陳情の取り扱いにつきましては、さきほどの議会運営委員長長の報告のとおりでございます。以上で、諸般の報告終わります。

----- 行政報告、町長提出大綱説明 -----

議長（原田安生君）

以上で、諸般の報告終わります。次に日程第4「行政報告」および日程第5「町長提出大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されている議案に対する大綱説明を求めます

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本日は令和4年第1回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には公私共に大変お忙しい中にも関わらず、ご出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。それでは最初にお時間をいただきまして行政報告をさせていただきたいと思っております。12月月定例会以降の町政の取り組み等の状況です。報告させていただきます。まず最初に、冒頭議長からの挨拶もありましたように新型コロナウイルス感染症につきましてでございます。感染力の強い非常に強いオミクロン株の影響によりまして全国的に感染者が出ており、まだまだ収まりが見えない状況であります。3月6日までまん延防止等重点措置となっておりましたが、31都道府県のうちの13件が解除となりまして愛知県を含めた18都道府県が21日まで延長となっております。今までも町民の皆様には感染予防にご協力いただいておりますことを深く感謝を申し上げます。東栄町におきましては、令和4年2月以降3名の感染者が確認されておりますが、近隣市町村に比べると少数となっております。気を緩めることなく引き続き危機感を持って、感染拡大防止対策を図ってまいりたいと考えております。また、ワクチン接種は感染予防と重症化を防ぐ効果が期待されることから3回目の接種については、医療従事者と関係者への接種から始め昨日3月の9日現在であります。3回目の接種は1,314人、対象者数が2,373人でございますので、接種率が55.4%となっております。また1回、2回目の接種も引き続き行なっており新たに5歳から10歳までの小児の方への接種につきましても3月下旬には開

始できるよう進めているところございます。住民の皆様には感染拡大させないためにもワクチン接種へのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。それでは主なものを報告させていただきます。まず総務課関係につきましては来年度の職員採用等についてであります。職員採用試験を実施した結果、令和4年度の採用職員は一般職が3名、保育士1名を採用する予定となっております。一方退職者については、一般職の定年退職者は4名、看護師1名であります。自己都合退職者等を合わせますと一般職が5名、保健師がすみません、保育士が2名退職、医療センターの看護師が2名退職という状況であります。次に、消防防災でございますが、今年度防災ハザードマップを作成をしました。4月に各世帯に配布しますので、自宅周辺やお住まいの地域の状況確認してですね、適切な避難行動につなげてくださるようお願いしたいと思っております。また、この防災マップはWeb上、いわゆる町のホームページにも公開をしスマートフォンからも見る事が可能となります。次に、災害対策支援事業の家庭用発電機と補助金については、今年が2年目ですが現在までに21件となっております。来年度も停電対策の自助強化を図るため継続して実施をしてもらいます。防災士の抑制であります、本年度も昨年度に引き続きコロナ禍の影響で講習を受けられないかと心配をしておりましたが、5名の方に受講いただいております。防災士資格者は現在19名ですので、今回の資格を取得されれば24名となる予定であります。今後もしっかり防災士会と連携を取りながら啓発活動等に取り組んでまいります。3月6日に予定をしておりました消防団観閲式はコロナ禍により昨年に引き続き、中止することになりました。今年度をもって任期満了される団員には長い間消防団活動にご尽力をいただき心より感謝を申し上げます。予定していました観閲式が今年も開催できないことは誠に残念であります、消防団表彰伝達式を8日に開催させていただき団員各位を表彰させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。また、現役の消防団につきましては、来年度いよいよ80人台となるようでございます。今後一層、支援隊員との協力体制は欠かせないものに参ると思っております。次に、振興課関係であります東栄町の第一次の男女共同参画を策定を致しました。令和3年4月からまちづくり基本条例に沿って暮らし続けられる町を实践することを目標とする東栄町第6次総合計画後期計画が始まっております。その中で男女共同参画社会の推進は協働によるまちづくり施策の個別施策に位置付けています。今計画は基本計画10年、推進計画5年としておりますが、第一次は令和4年から令和7年の4年間、総合計画後期の後期計画の終了年度とさせていただきたいと思っております。次に、公共交通につきましては過日の議会全員協議会で報告させていただきましたが、公共交通網の見直しをさせていただきます。新しくできる新診療所を含め施設や機能が集まる町の中心地域、まちなかターミナルと町内各地区を公共交通で結びます。新たなバス路線、まちなか線の新設、それから豊根東栄線及び東栄設楽線の新とうえい診療所への乗り入れ、それからまちなか線運行地区以外の地域をですね、全て予約バス対応地域とさせて頂き平日毎日運行する計画であります。今後、北設楽郡公共交通活性化協議会に諮って行く予定でありますので、よろしくお願いたします。また

運賃の見直しも検討してまいりたいと考えております。次に、和太鼓絆プロジェクトにつきましては、昨年は7つの高校と地元の東栄小学校、志多らによる映像を作成してですね、ユーチューブで配信するなどリモートによる交流を行いました。今年はコロナ禍の収束状況を見込めないことから現地での交流も含め、全てを中止することをさせていただきました。次に、体験交流館のき山学校であります。木造二階建て校舎のさらなる有効活用を図るために、昨年度耐震診断と情報通信基盤の整備を行いました。今年度は利活用計画を作成し、それに基づいて安全安心な施設利用ができるよう来年度は耐震改修等の実施設計を行い、リモートワークやワーケーション等により都市部からの人の流れを活かす場所として整備をしてまいりたいと考えております。空き家対策であります。本年度の空き家バンクの成立件数は11件であります。2月14日現在となっております。令和2年度と比べますと10件の減であります。昨年からの町内の不動産業者との連携協定を締結しております。役場の件数は減少しておりますが業者の実績を含めれば例年並みという状況であります。空き家バンクに登録しているすぐに利用可能な空き家については、ホームページ等で紹介していますが、大変少ない状況となっております。令和2年11月に東栄町空き家等対策計画を策定しました。この計画に沿って空き家等に関する施策を効果的かつ効率的に推進していくものであります。東栄町空き家等対策協議会を2月14日に開催をさせていただき、委員の皆様方にご協議をいただいたとろでございませう。特に特定空き家の認定については、平成30年の調査において危険家屋と判断された件数は17件。本郷が2件、その他15件であります。本郷地区は、住宅密集地にありますので、委員の皆様にはこの協議会の折に現地を視察頂いて、ご意見を頂きましたので、今後措置対応を東栄町空き家等対策計画に沿って実施していく必要があるというふうにご考えております。空き家活用支援補助金についての実績につきましては令和3年度は7件、前年度より6件の減となっております。令和2年度から補助金の基本上限額を50万から30万にさせていただき、加算措置として町内事業者の活用だったり、申請者が町内で勤務したり、こういった条件により上限が50万円となる改正をしておりますので、よろしくお願ひいたします。次に住民福祉課ですが、子ども子育て会議は9月に開催をしており、次の事業について、委員の皆様にご意見を頂いてまいりました。家庭内において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児を保育園等で一時的に預かる事業を東栄町においては余裕活用形一時預かり事業としてとうえい保育園で行うことをします。令和4年4月からの受入を始めて参ります。また、令和3年度から保育園に看護師1名を配置して参りました。専門知識を持った看護師を病気や怪我をした時だけではなく、成長過程病気の感染アレルギーの相談も出来る強い味方となりました。大切なお子さんを預ける保護者にとっても看護師の存在は安心できる大きな存在であります。令和4年度から体調不良時対応型事業として保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う病児保育を実施し、親の就労を支援してまいりたいと考えております。そして、子育て支援センターは秋に新しい施設となり、本郷地区に移しますが、いままで以上に安心して子どもを産み育てることができる取り組みを進めてまいります。また、放課後

児童クラブについても、子供居場所作りである小学校児童の通所施設として継続して運営してまいりたいと考えております。次に、本年度実施しております医療センター及び保健福祉センターの整備工事につきましては、令和3年度と4年度の2カ年継続事業として10月に建設工事に着手しております。2月28日の議会全員協議会でご報告させていただいておりますが、工事にいくつかの支障が生じたことにより工期の延長をこの3月議会にお願いするものであります。また、住民の皆様には、なかなか建設現場をご覧いただけないことから3月より工事の状況や現場の様子を、現場かわら版として作成し、毎月広報誌と一緒に今後も配布し、回覧していただくことをしましたので、ご覧いただきたいと思っております。医療センター、保健福祉センター整備グループ及び6つの強化策推進合同統括会議を1月19日に開催し、整備工事の進捗状況についての報告、強化策推進チームの状況報告をさせていただき、新しい施設の名称等の協議も行っていました。その後、統括会議の結果を踏まえ2月18日の議会全員協議会において、それぞれの強化策等について各チームリーダーからご報告させていただいたところでございます。この町で安心して暮らし続けるためにも、保健医療福祉の連携体制を構築して、関係者が一体となって現在も取り組んでいます。コロナの収束はなかなか見れませんが、お伝えをしなければいけない情報につきましては、今後も随時議会を始め町民の皆様には町のいろんな情報手段を用いてお伝えをしてまいりますので、よろしくお願いたします。次に介護保険であります。ご承知のように東三河広域連合としての共同事務処理の中核であります介護保険事業につきましては、令和3年度から第8期介護保険事業計画を着実に推進し、いつまでも健やかに安心して暮らせる東三河の実現を目指して8市町村で進めているところであります。来年との連合としての特色ある事業は、介護事業所と介護人材をつなぎ合わせ、新たな雇用を創出する介護人材確保支援事業や要介護認定者と同居する家族介護者のリフレッシュ機会を図る家族介護リフレッシュ事業を新たに開始するほか、中山間地域における居宅サービスを提供する事業者の参入促進を継続実施するということになっております。町としての実施料としては実施している地域多機能を拠点事業、おいで家であります。現在10地区で開催しておりますが、今年度もコロナ禍の影響もあり、大変運営に苦慮しながら運営していただいております。生きがいや健康づくりつなげる地域の取り組みとして来年度も継続して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。次に、医療関係です。令和3年度は有床診療所となって3年目となります。病床はご存知のように19床ですが、令和4年1月末現在で述べ入院患者数は1,041人、1日平均で2.9人となっております。前年度同月から1,395人、1日平均4.6人でしたので前年より350人が減少しており、25.4%の減となっております。また外来患者は下川診療所含めて令和4年1月末現在で、延べ22,379人となっております。前年から22,100人でありましたので、279人の増加となっております。1.26パーセントの増であります。これを見ましても入院患者数は減り続けており、外来者数は昨年より若干増えましたが、コロナ禍の影響がまだあることから一昨年のコロナ過の前の状況には戻っておりません。本年度も厳しい経営状況になっており一般会計の繰入は3月補正

を踏まえて1億7,600万円を繰り入れる状況となっており、このような状況をしっかりと認識した上で令和4年4月から新たな医療体制を整え、将来において安定した運営を継続していけるよう最善の努力をしてみたいと考えております。また、このような状況ですね、自分の皆様にも正しくお伝えしなければならないと思います。そして、改めて医療センターの現状、建物も含めた状況を正しく住民の方にご理解いただけるよう努めてまいります。議員各位におかれましても、正しいご理解のもとでご指導頂けるようお願い申し上げます。来年度の診療体制につきましては、この4月から一般病床は休止となります。現段階での医師においては、非常勤師は最低2名の勤務となっております。県派遣医師の正式な通知はまだ来ておりませんので、よろしく願いいたします。他の派遣医師については、派遣元であります浜松医大、整形外科、眼科、耳鼻科、豊橋ハートセンターの循環器科と既に訪問をさせていただいたところでございます。来年度の派遣については、ご承諾をいただいたところでございます。また、非常勤医師であります夏目医師をはじめとする先生方にも、ご承諾をいただいておりますので、今年同様の外来等の診療科目を引き続き実施できるものと考えております。丹羽治男センター長の豊根村の勤務、人事案件については議会に昨年12月16日の議会全員協議会に事前に報告させていただいたところであります。また、公表する段階でない人事案件でありますので、その対応に気をつけて欲しいとお願いしたつもりですが、その願いはかなわず残念でございました。また、その折に来年度の医師の体制は、現段階で4月以降の診療上の運営で支障がないこともお伝えしたところでございます。そして丹羽治男先生につきましては、東栄診療所の診療は豊根村からの派遣という形で東栄町の患者の診療等にかかっていたこともこの議会全員協議会でお伝えをさせていただいたところでございます。丹羽治男先生が豊根村で勤務されることにより、今後の東栄町と豊根との連携医療は今まで以上に充実できるものと考えております。また、津具診療所も含めた北設楽郡の医療をより一層の連携を図るためまた、豊根村の無医地区を救うためにとの思いから、今回のご決断をされたのではないかと私なりに思っているとございまして。3月5日の中日新聞に東栄医療センターの丹センター長が4月から豊根村で勤務するとの記事が掲載されましたが、今お話をさせていただいたとおりでございまして、内容に疑問視するわけではございませんが、なぜこの時期に掲載したのか、そしてこの記事を利用して、あらぬ噂が流れていることは残念でなりません。丹羽センター長と私の仲が悪いから出て行くとか、東栄町から追い出されたという話があちらこちらから出ているようですが、決してそのようなことはなく、あくまで噂であることを議会の場を借りて断言させていただきたいと思っております。丹羽治男センター長には、これまで東栄町のために十分ではない医療体制の中で、苦しい時期を頑張って、長年ここまで東栄町の医療を支えて頂きました。本当に心から感謝を申し上げたいと存じます。私町長として至らないところが多々ありましたが、ともに今後の町の医療充分な結果とはならないかもしれませんが残すことができたと思っております。4月からは豊根村診療所勤務となりますが、数日は東栄町診療所にも勤務もいただけます。先ほども申し上げましたが東栄豊根の連

携さらにはつぐ診療所を含めた北設楽郡の医療連携の充実により、全ての住民が安全で安心してこの地域で暮らすことができるよう先生には今まで以上に お力をお貸ししなければならぬと思っております。今後ともよろしくお願ひし、そしてまだ3月が終わっていませんので、お会いしてお礼を申し上げますが、本当に長い間ありがとうございましたと伝えたいと思っております。次に、北設楽郡医療等に関する協議会ではありますが、4月からのそれぞれの医療機関の診療体制等が決まった段階で3月中に協議会を開催したいと考えております。東三河北部医療圏、新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村地域医療対策協議会において北部医療圏における地域医療の確保の支援について愛知県対して活動要望1月19日に実施する予定としておりましたが、コロナ過でもあり4町村での直接出向いての要望が叶わず、代表での要望をさせていただいたところでございます。北部医療圏内での入院は、一般病床を持つ新城市民となります。幸いにも患者情報はですね新城市、北設楽郡3町村の医療機関において既に電子カルテの統一が出来ており、情報提供はスムーズに出来るものと考えております。今後、東栄町が目指す在宅医療については、看護師を中心に医療介護コーディネーターを要請し、育成し在宅医療介護連携チームで支えていく仕組みを、現在関係者で検討を重ねています。そして、情報の共有は既に構築をされておりますホイップネットワーク電子連絡帳を有効活用してもらいたいと考えております。次に、経済課関係ではありますが、産業経済課活性化推進協議会1月14日に開催し商工農林水産観光の関係者が集まり、令和3年度取組み状況の報告、さらには4年度の事業特に新企業について協議をしていただきました。関係者が一度で情報共有を図り、産業経済全般にわたり総合的に協議を行うことができたと思っております。次に、東栄温泉につきましては、コロナ禍の影響で入浴客は昨年度の状況とほとんど変わりなく、コロナ過前の一昨年よりはですね4割減という状況でございます。そして、歳出は重油価格が高騰し、過去最高額1リットルあたり83.8円となっておりますが、ボイラーの燃料費が昨年の2倍という状況であります。他の経費節減に努めていますが、今非常に厳しい経営状況であります1月末現在での繰越利益剰余金はマイナスの2,100万円ほどでありましては、昨年同様であります。そのような状況であります。コロナ過の状況はまだまだ見通せませんが、蔓延防止等重点措置の適用期間が3月21日まで続いております。この先どのような状況になるか分かりませんが、春休み期間も近づいてまいります。集客イベントを含め関係者みなで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。次に、あいち森と緑とづくり事業につきましては、令和元年度からの10年計画で東栄町内の山林2,000haの人工林整備、いわゆる間伐を行う予定となっております。間伐実績は令和元年度150ヘクタール、令和2年度は247ヘクタール、今年度令和3年度は255ヘクタールの見込みとなっております。森林環境譲与税関連事業につきましては、境界明確化事業、森林資源管理システム保守委託事業等実施をしているところでございます。次に、ヤマビル対策であります。機材の配布を161本しておりますが、その折にアンケート調査を実施しておるといのは状況であります。引き続きヤマビル対策を進めてまいります。また、専門家による住民向け研修も開催をさせていただき、参加者は88

名という状況でございました。昨日3月9日ですが東栄町森林組合にグラップルクレーン付きのトラックが導入されました。その導入式に参加をさせていただきました。今回の林業車両導入には愛知県の山間地営農等振興事業に採択をいただき県補助金、そして町の補助金も交付をさせていただいたところでございます。購入費の価格は1,848万でございます。人手不足の時代を迎えまして、こうした高性能の車両が果たす役割はますます大きなものになると思います。今後安全に効率よく運用され、東栄町の林業の発展に大きく寄与いただけることを期待したいと思っております。次に、水産業ですが漁業組合の稚アユの放流に対して補助をさせて頂いておりますが3年度の放流につきましては木曾川産が1,286kg、琵琶湖産が1,150kgとなっております。今年も3月中に一部放流をするというように聞いております。平成29年度に作成した振草川再生計画を基に事業を展開してるところでございますが、本年度はコロナ禍によりイベントなどの開催が中止となり、特に鮎の買い取りについては本当に苦戦したというようにお伺いをしておるところでございます。次に、プレミアム付き商品券ありがっさま券ですが12,000冊を発行し1セット価格5,000円で30%のプレミアム付で6,500円で販売をしたところですが、全て完売となりました。換金はですね7,768万5千円でありまして、換金率は99.59%でございました。今回65歳以上の高齢者に1,157セットを無料で配布をさせていただき、ご利用いただいたところでございます。次に、観光ですが、ご承知のように東栄フェスティバルはじめほとんどのイベントがコロナ禍で中止となりました。新しい生活様式によるイベント展開を図ることによりまして観光振興に結びつけることを目的に、特に大千瀬川での川遊び、のき山学校でのキャンプ、星空観察などのイベントを行ったところでございますが、今後もウィズコロナでですね、アウトドアを含めたイベントの開催を視野に入れて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。また、現地を訪れる観光に加え、オンラインで東栄町を楽しむ観光も取り入れるために、東栄町観光PR動画、移りゆく東栄の四季とビューティーツーリズムの2種類の動画を作成し、インターネット上でご覧いただけるようになっております。それから、サイクリスト歓迎の町構築事業であります。観光まちづくり協会の事業として本年度はコロナ禍の状況を踏まえて、電動アシスト自転車を活用した町めぐり事業として町内ルートを回るコースを構築しております。また町内にバイシクルピットの整備を行っていきます。イベントだけではなく継続していける事業として検討してもらいたいと思っております。それから以前もお伝えしておりますが、手作りコスメ体験ナオリにつきましては、令和3年8月14日より三信鉱工の子会社であります株式会社もとに事業譲渡したため、今後も協力体制は取ってまいります。協会としての事業ではなくなりましたので、ご承知をお願いしたいと思います。次に事業課の関係です。三遠信自動車道につきましては、令和3年度の補正予算も確保されました。順調に工事は進捗しております。ご承知のとおり鳳来峡インターから東栄インターの工事につきましても東栄町側の4号トンネル工事三輪深谷からの掘削始まりましたし、海老島付近もすでに数回の国道151号の夜間通行止めにより橋梁の工事が進められており現場の進捗状況は目に見えるようになってまいりました。それから国道151号の信号機

のある岡本交差点の改良の件であります。東栄グリーンハウス方面への国道からの侵入と併せて検討してまいります。現在、公安委員会との協議に入っているところでございます。国道473号月バイパス整備につきましては、月地内の埋蔵文化財の発掘作業を行っており、長引くのかとの心配もございましたが、最終末で終了したようで安堵しております。次に布川地区の国道151号から県道八ツ橋中設楽線の合流部の工事については、今後順調に進めて頂けるものと思っております。町としまして、この道路改良による振草簡水の水道管布設替えについての検討が必要となってまいりましたので、調査等を実施してまいりたいと思っております。町が予定しております町道等の工事については、順調に進めてきておりますが、特に簡易水道の事業認可変更の委託等2件、御園地区配水管布設工事、本郷地区配水管布設工事については、年度内完了が見込めず翌年繰越す予定となっておりますので、よろしく願いいたします。住宅リフォーム補助事業制度を開してから11年目となります。令和3年度は現在まで17件。対象工事の総額は14,584,696円、補助金額は1,404,000円となっております。次に、教育課関係ですが1月9日に東栄町成人式を開催させていただきました。コロナ禍で心配しておりましたが、東栄中学校体育館を会場にコロナ対策をしっかりと行った上で、数人の欠席はございましたが、無事に開催することができました。2022年4月、この4月から成年年齢が18歳になることから成人は20歳から18歳で成人として扱われます。したがって、今年が最後の二十歳の成人式となりました。来年度から近隣市町村も式典名を二十歳の集い、二十歳を祝う会などと名称を変えて実施する方向であります。東栄町もまだ決定ではありませんが、二十歳を祝う会として開催する予定であります。2月18日に第2回東栄町総合教育会議を開催させていただきました。議題としては一つ目は令和3年度教育関係所要時間の進捗状況について、二つ目が令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価中間報告について、三つ目が令和4年度教育方針について、四つ目が中学校海外派遣事業について、五つ目はその他であります。一つ目の令和3年度予定しました事業等については進捗状況を報告させていただきました。二つ目の令和3年度教育に関する事務および管理及び執行の状況の点検評価は中間報告をさせていただきました。最終的には執行状況の点検評価は、令和4年9月の総合教育会議で協議をいただき9月議会で報告した後に、町のホームページ等で公表することになります。三つ目の令和4年度教育方針については、方針案を委員の方々に説明しご意見を頂いたところですが、令和4年度の教育方針は、本日議会定例会この後ですが教育長より教育方針の説明をさせていただきます。四つ目の中学校の海外派遣授業ですが、今年度もコロナの影響で海外への渡航ができず代替え事業として、留学生との交流事業を長野県で2泊3日で行い、カナダRCA校とのオンライン交流は、2月の2日から4日において実施させていただいたところであります。令和4年度の中学校海外派遣事業は、既に5月での実施はコロナの影響で実施できませんので、現段階で10月に実施する計画をしており、当初予算に計上させて頂いております。コロナ禍の状況を見据えながら最終判断は7月にしたいと考えております。その他では、来年の文化祭の関連事業ですが、令

和3年度の作品展示のアンケート結果など参考にご意見を頂きました。社会教育審議会の方にもご意見を頂き、来年度の文化祭関連行事の内容を決めてまいりたいと思っております。次に、愛知県立田口高等学校の第3回の学校運営協議会が3月3日にウェブ会議で開催をされました。内容等については、その都度必要に応じて報告をさせていただきますが今回のワーキンググループからの提言は3つあります。田口高校の生徒の寮の食事の確保について、2つ目が寮の管理方法について、3つ目が町村バスの利用についての提言がされました。田口高校魅力化に向けた取り組みの具体的事例の提案などについて来年度もワーキンググループや学校運営協議会を開催して進めていくことになっております。それから、中学校の卒業式は議員の皆様にもご出席をいただき予定どおり3月2日に開催し、18名の卒業生を送り出させていただきました。また小学校卒業式が18日開催されますので、よろしくお願いいたします。最後になりますが、プロバスケットボール三遠ネオフェニックスについてであります。少し先になりますが3月議会以降6月まで議会がございませんので、情報提供だけさせていただきます。東三河8市町村の三遠ネオフェニックスの応援を8市長村でしておりますが、バスケットボールで東三河に笑顔と活力をとということで各市町村の皆さんを試合に招待を無料で招待してくれる日が設けられております。奥三河デーとして北設3町村は5月7日、5月8日の2日間が対象となっております。内容チラシにつきましての配布は後日となりますので応援等よろしくお願いいたします。以上で行政報告を終わらせていただきます。引き続き、令和4年度の各会計予算及び諸議案の審議をお願いするにあたりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願いをしたいと思います。行政報告冒頭にも話しをさせていただいたとおりコロナ感染症については依然として収束のめどが立たず、令和3年度も感染対策に終始した1年となりました。昨年暮れからオミクロン株の感染拡大によりまして現在第6波のさなかであり、先月31日までの蔓延防止措置が延長したところでございます。町民の皆様には外出の自粛や各施設の利用制限といろんな面で不自由をかけるとともに、事業者の皆様には時短営業や休業要請などのご協力をいただいております。今後はアフターコロナを見据えた施策を展開することで、町民の皆様が安心して暮らせるよう努めて参ります。そうした中でありましたが医療センター・保健福祉センター仮称整備事業につきましては昨年10月よりいよいよ建設工事に着手し、今年秋の開院を目指して進めているところでございます。こうしたことを踏まえた中で、令和4年度の予算編成にあたっては第6次総合計画後期計画にのっとりながら新型コロナウイルス感染症の影響などの逆に怯むことなく、次世代に繋がる発想によって社会の変化に適応した施策を目指していくなど将来に向かって希望を持ち暮らし続けられるまちづくり着実に推進してことを念頭に進めております。さて、一般会計は予算総額は41億6,600万円で、前年度比1.1%の増となります。増額の要因で最も大きいものは、継続事業の2年目となる医療センター保健福祉センター仮称の整備に係る国民健康保険特別会計及び診療所特別会計への建設工事費及び設計監理費合わせて6億3,939万6千の計上でございます。その他の主な事業としては今後、

土地利活用等に関する調査事業で441万1千円。北設情報ネットワーク負担金に3,018万1千円。アフターコロナを見据えたこういうことになることを目指すために、のき山学校の耐震改修実施設計に425万7千円。子育てと親の就労を支援するために一時預かり及び病児保育事業に651万9千円。高齢者の生活を支援するための生活支援サポート事業に48万1千円。農業振興地域整備計画の見直しに500万円。新たな財源や仕組みを生かした森づくりの目指す方向性をまとめるための第二次森づくり基本計画策定事業をはじめとする森林環境譲与税関連事業に3,647万3千円。自転車を活用したまちづくりを進めるためサイクリスト歓迎のまち構築事業として244万7千円。待避所等として指定される公共施設を対象に要安全確認計画記載建築物耐震診断事業に179万6千円。新城広域消防負担金に1億6,333万9千円。コロナ感染症の影響により2年間中止を余儀なくされている中学生の海外派遣事業に932万7千円を計上しております。12の特別会計は総額で21億9,237万7千円で、前年度比59.7%の増額となりました。また東栄医療センター特別会計は新たな診療所整備を控えていることから東栄診療所特別会計へと名称を変更させていただきます。国民健康保険特別会計は保健福祉センター建設工事を盛り込んだことにより66.9%の増となりました。次に、簡易水道特別会計ですが、中設楽浄水場の濁度対策として前処理施設の設置を盛り込み93.3%の増、公共下水道事業特別会計はストックマネジメント計画に基づく汚水処理施設の整備更新等を盛り込んだことにより60.4%の増となりました。東栄診療所特別会計は、運営経費全体で縮小となりました。運営補てんに係る一般会計からの繰入金は減額となりましたが、新診療所整備事業費を盛り込んだことにより61.7%の増となりました。一般会計と12特別会計予算総額は63億5,837万7千円で、前年度比15.8%の増額となっています。以上で所信の一端と今議会に提出する予算案大綱及び主要事業についてお話をさせていただきました。それでは、今議会に上程いたします議案につきまして、ご説明をさせていただきます。今議会には議案36件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。では各議案について簡略に説明いたします。議案第4号、東栄医療センター仮称等新築工事請負契約の変更については工期の変更について議会の議決を求めるものであります。議案第5号、東栄町保健医療福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定については、新たに整備する複合施設の名称位置及び業務等について定めるものであります。議案第6号、東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定については、複合施設に設置する保健福祉センターの名称位置及び業務等について定めるものであります。議案第7号、東栄町国民健康保険東栄診療所の設置及び管理に関する条例を制定については、複合施設内に設置する診療所の名称位置及び業務について定めるとともに東栄医療センター設置及び管理に関する条例を廃止するものである。以上の3条例につきましては11月1日からの施行となります。議案第8号、東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、町長、副町長及び教育長の給与について、令和4年4月から令和5年3月まで引き続き減額するものであります。議案第9号、東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、非常勤職員の育児休業取得の要件緩和等を見直すため、その規制の一部を改正するものであり

ます。議案第 10 号、東栄町個人情報保護条例の一部改正については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い改正するものであります。議案第 11 号、東栄町消防団設置条例一部改正については、消防団員の定数を改正するものであります。議案第 12 号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い改正するものであります。議案第 13 号、東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、子育て支援センターを新たな複合施設内に移設するため改正するものであります。議案第 14 号、東栄町使用料及び手数料条例一部改正については、住民基本台帳カード等の廃止に伴い改正するものであります。議案第 15 号、東栄町国民健康保険基金条例の一部改正については、基金として積み立てできる額を変更するために改正するものであります。議案第 16 号、東栄町国民健康保険条例一部改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律等の施行に伴う改正と新たに保健福祉総合施設の設置規定するものであります。議案第 17 号、東栄医療センター特別会計設置に関する条例一部改正については、名称を東栄診療所に改めることと、新たな複合施設に係る 3 条例を制定したことにより関連する 7 つの条例一括で改正するものであります。議案第 18 号、東栄町における再生エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の一部改正については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い改正するものであります。議案第 19 号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更については尾張旭市長久手市衛生組合を組合から脱退させそれに基づいて規約を改正するものであります。次に、議案第 20 号、令和 3 年度一般会計補正予算第 14 号についてであります。今回の補正は予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6,404 万 1 千円を増額し、総額を 42 億 3,701 万 8 千円とするものであります。歳入における補正の内容は、主に清算によるものであります。増加する主なものは、戸籍のコンピューターと保守点検委託料 229 万 9 千円。新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 150 万 9 千円。新型コロナ経済対策施設の新分野進出販路開拓等支援補助金に 760 万 1 千円。株式会社とうえいの持続化給付金に 952 万円。新城広域消防負担金に 1,070 万 4 千円。財政調整基金に 3 億 318 万 4 千円。減債基金積立金に 2,084 万 2 千円を追加計上いたしました。一方、減額の主なものとしましては、コロナ感染症により中止となった和太鼓プロジェクトと東栄フェスティバルのイベント費用を合わせた 787 万 6 千円。同じく開催回数が減ったおいでん家の支援員委託料 880 万円。東三河広域連合介護保険事業負担金 1,018 万 1 千円。母子保健及び保険増進事業 1,100 万円。北設広域事務組合負担金 899 万 3 千円。カナダ派遣から国内語学研修に変更した中学生海外派遣事業 385 万 9 千円等であり医療センター特別会計の操出金は、3,378 万 2 千円の減額となりました。歳入につきましては、地方交付税及び繰越金の追加計上等により減債基金繰入金 8 千万円を減額することができ、次年度の財源に充てることができます。次年度繰り越す事業につきましては、暮らしのカラフルパッケージ補助事業を始め 8 事業を計上しております。次に議案第 21 号、国民健康保険特別会計から議案第 26 号東栄医療センタ

一特別会計までの補正予算については、ほとんどが清算によるものでありますが、簡易水道特別会計の中で県道八橋中設楽線改良工事に伴う排水管移設基本設計業務を追加し、この事業を含めて4事業を次年度に繰り越させていただきます。議案27号から議案第39号までの令和4年度各会計予算につきましては、各会計ごとに説明をさせていただきます。一般会計ですが、主な内容については既に説明をさせて頂いておりますので省略をさせて頂き、予算総額で41億6,600万円、前年度比4,600万円、1.1%の増となっております。次に、国民健康保険特別会計については、総額予算総額が6億5,257万5千円を計上し、前年度比66.9%の増となっております。次に、後期高齢者医療特別会計につきましては予算総額1億2,678万9千円を計上、前年度比0.6%減となっております。次に、簡易水道特別会計につきましては、予算総額3億2,135万5千円を計上し、前年度比3.3%の増となっております。次に、公共下水道事業特別会計につきましては、予算総額2億990万9千円を計上し、前年度比60.4%の増となっております。農業集落排水事業特別会計につきましては、予算総額3,191万6千を計上、前年度比2.2%の増となっております。次に、東栄診療所特別会計についてですが、予算総額が8億4,945万2千円を計上、前年度比61.7%の増となっております。各財産区特別会計は前年度と変わりはありません。令和4年度当初予算については、以上でございます。以上で、今議会に提出させていただく議案等説明させていただきましたが、この後、副町長及び担当課長から詳細についての説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

## ----- 教育方針説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6、『教育方針説明』を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声あり）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

お時間いただきまして令和4年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。令和2年から続くコロナ感染症は大きな影響を及ぼし続けており社会教育学教育、学校教育とも一つ一つの活動について当方の変更や規模の縮小が必要となり中止の選択をしたものもありました。しかし、基本的には感染の状況と危険性を正しく捉えて予防に充分配慮して本来の目的を達成する形を工夫して実施するという姿勢で教育活動に取り組んでまいりました。その結果として町民芸能祭りや文化講演会を開催し、成人式は議員の皆様にも来賓としてお迎えをして新成人をお祝いすることができました。小学校の学芸会のオンライン配信も方法を工夫した一例です。また小中学校では消毒や検温をはじめ感染予防に充分配慮することで、臨時休業もなく無事に学校生活を送ることができました。先生方のご労苦とご家庭の協力に感謝をしております。また、花祭りも対外的には全地区

が中止となりましたが、多くの地区で継承のための工夫配慮をしていただきました。保存会を始め町民の皆様のご尽力に感謝をしているところでございます。令和4年度もコロナ感染症の様々な影響が予想されますが、特に学校教育については学びを止めることがないように、また社会教育についても途切れることのないように配慮しながら充実を図ってまいります。初めに学校教育についてです。学習指導要領に基づく指導が小学校では3年目、中学校では2年目を迎えます。社会に開かれた教育課程及び主体的対話的で深い学びをキーワードに子供たちが、未来社会を切り拓くための資質能力を育成する。知識の理解の質を高める。確かな学力を育成する。豊かな心や健やかな体を育成することを目指しております。重点事項は今の子供の状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などが挙げられています。一方、東栄町では平成19年8月に校長会から報告された東栄町が目指す学校教育をもとに学校教育活動を進めてまいりました。そこには基礎的基本的な力を確実に身につけ、自らを学び取ること、ごめん失礼しました。自ら考え学びとること、命を大切に、心身の逞しさと社会性を身につけること、郷土の自然文化歴史に学び、ふるさと東栄を愛することの3点が示され伝統的な天地人教育の目標も反映されております。また小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられています。また、後期に入った第6次東栄町総合計画では学校教育について一人一人に応じたきめ細かな教育の推進、知徳体が調和した教育の推進、連携教育の推進、食育活動の推進、小中学校の施設設備の充実、高校への修学支援の6点を掲げこれに沿って取り組みを進めています。各学年20人前後である本町は一人一人の児童生徒に先生が目も届き、手もかけやすい環境です。この長所を活かしてそれぞれの課題を明らかにする教科指導や子供の状況を丁寧に捉えて個に応じて育てる生徒指導を推進してまいります。また、特別支援教育では支援員の配置による授業の充実と保育園や外部の機関との連携を密にして子供の成長に最適な教育の実現を図ります。知徳体が調和した教育は変わらず推進してまいります。ここ3年ほど地域を学ぶ、地域の方に学ぶという機会を増やしています。ふるさとに目を向ける体験活動を今後も一層推進し、全人的な成長を目指します。また、小学校は本年度から3年度からですが北設楽地方教育事務協議会の委嘱を受けて授業改善の研究に取り組んでおり、10月27日に研究発表会を予定しています。令和2年度末に整備していただいた一人一台タブレットは授業を始め学校生活の様々な場面で活用しています。今後一人一人の学習に役立てられるよう持ち帰りについてさらに検討してまいります。保育園と小学校と中学校の教育の連携については、目指す子どもの姿を保育士さんや先生方にお示しし繋がりを意識して取り組んでいただいております。子供たちが将来それぞれ選択した社会で自分の生活をつくる力を育てるということを第一に考えてどの子供にとっても本当に必要な体力、ものの考え方、知識と技能は何かということを選り東栄町の義務教育で育てる力について検討を続けるとともに学校運営協議会を立ち上げて保護者だけでなく地域の皆さんも同じように教育に関心を持ち子供に関われ

る体制を整えてまいります。食育の推進は栄養教諭を中心に郷土料理や子どもが考えた献立など特色ある給食の提供や地元産食材の利用給食週間の活動などに取り組んでいます。食は生活の基本であり、子供達の意識が高まるよう継続して働きかけて参ります。施設設備の充実について、3年度は特にトイレの一部洋式化や階段昇降機の設置など中学校のバリアフリー化を進めることができました。今後も必要な補修計画を計画し実施するとともに、特に一人一台タブレットの更新について、財政的な見通しを持って各所への働きかけをいたします。また、高校への修学支援についても昨年度と同様に対応してまいります。コロナ感染症は今後も学校教育に影響を与えることが予想されますが、児童生徒が安全に生活できること教育を止めないことを優先して、対応を判断してまいります。家庭地域による連携教育では小中学校での教育における連携とともに小中学生の地域活動への参加を働きかけ、特に中学生の自治活動への参加意識を高めたいと考えます。そしてその土台として小学生が地域の方と活動する場を増やすよう努めます。また、B&Gの活動として子供が様々な体験ができる場を増やしてまいります。生涯学習生涯スポーツでは各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を上げております。活動の充実のためには率先して活動を進める人材が必要です。各団体のリーダーの育成や人材の発掘を本年度もお願いをして行きます。さらに、新たな活動方法の検討や組織の見直しにも取り組んで参ります。また、総合社会教育文化施設については、民芸館の所蔵物のデータ化をはじめ整理を進めて参りました。これを活用した広報活動の工夫や企画展など魅力化の方法を検討するとともに、さらに他の各施設の方向性について検討してまいります。文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存継承環境作りをあげています。コロナ感染症の影響により花祭りは2年続けての休止となりました。町内各地で工夫して取り組んでいただいておりますが、花祭り盆行事をはじめとする民族文化の保存継承は、切実な喫緊の課題です。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子どもたちの育成を進める一方で、各地域の代表の方の意見交換の場を設けるなどして、継承のための方策を探ってまいります。また、花祭会館については、展示物の整理や展示のリニューアルに向けて継続的に取組町内外に向けて花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいります。基本施策後の多様な学びの場では、人権の人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化国際交流の推進、学力を強化する機会の提供をあげています。コロナ感染症の影響により、令和3年度も中学生海外派遣事業を中止しました。その代替措置として2泊3日で外国人留学生とともに長野方面へ出かけ、バスの車中とホテルで英語に浸かる語学研修を実施しました。さらに交流校であるカナダの中学校と2月始めに3日間のオンライン交流を実施しました。今後もグローバルな人材育成を目指し小学校中学校の授業を通して、使える英語を習得し進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。そのためにALTを活用するなど授業を工夫しタブレット端末を活用して会話の力を高めるなどの方法を検討してきます。また、特に中学校では目的意識を強く持たせるように努めます。また、中学校1年生を対象とした放課後の地域未来塾を継続し、学習の補

強を充実してまいります。多様の進路を実現したい、得意な分野の力を伸ばしたいと言った全ての生徒や保護者の多様な要望にできる限りお答えできる方法を模索しながら、基礎的な学力を充実して学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ学校生活への適応を応援できるよう努めます。さらに、学校での学習や活動の様子を広く町民の皆さんに知らせる工夫をしたり、学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで、まち全体で取り組む教育の実現、子供にとっては一人の町民としての学習の実現を図りたいと考えております。以上、令和4年度の教育方針について第6次東栄町総合計画を中心に主な事項をご説明申し上げました。学校教育につきましては、保育園から中学校卒業までの子どもたちの成長について町民みんなで理解し、同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てる基盤づくりを進めます。また、生涯学習や涯スポーツ文化の継承については、町民の皆さんに関心を持っていただき一人でも多くの方に参加しようとする気持ちを高めたいと考えています。そのために、子供にも町民の皆さんにも分かりやすく教育についてお示しし、誰もが役割を持って参加できることを目指してまいります。議員の皆様には今後ともご理解ご協力をいただき、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

これより、議案審議に入りますが、本日議了したい議案がございますので申し上げます。日程第7、議案第4号「東栄医療センター仮称と新築工事請負契約の変更について」、日程第12、議案第9号「東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第13、議案第10号「東栄町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第15、議案第12号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、日程第21、議案第18号「東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和の調和に関する条例の一部改正について」、日程第22、議案第19号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少および愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第43、議案第40号「東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について」、追加日程第1、議案第41号「ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案提出について」以上、8案件は本日の議会審議の後、議了予定しておりますので、ご了承の上お願い申し上げます。ここでお諮りします。日程の順序を変更し追加日程第1、議案第41号「ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案提出について」を先に審議したいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第1を先に審議することに決定しました。

----- 議案第41号 -----

議長（原田安生君）

追加日程第1、議案第41号「ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案提出について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

さきほど議長、議会運営委員長からの報告がありましたように議会運営委員会で確認しました今回の決議案を上程させていただきます。よろしくお願い致します。議案第41号「ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案提出について」上記決議案を別紙のとおり東栄町議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。令和4年3月10日提出。提出者、東栄町議会議員加藤彰男。賛成者、東栄町議会議員伊藤芳孝。決議案の内容です。一枚めくっていただきまして、ロシアのウクライナ侵攻に対する決議案。2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して世界各地で抗議と非難な声が上がっている。武力を背景にした一方的な現状変更は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法と国連憲章への重大な違反であることから断じて容認することはできない。よって、本町議会は、ロシアによる侵略に抗議するとともに、ロシアに対し即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めるものである。また、国に対してはウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、我が国への影響対策について万全を期することを求めるものである。以上決議する。令和4年3月10日愛知県北設楽郡東栄町議会。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

本議案に対して1点だけお尋ねしたいと思います。今回ロシア・プーチン政権による核兵器の威力を背景に威嚇して武力で他国を攻撃する侵略する行為は断じて容認できない暴挙であると私も考えております。そうした中で東栄町議会がウクライナに対する侵略への抗議決議を上げるということ大変喜ばしいことと考えますが、1点ですね、この決議案の題としてロシアのウクライナ侵攻に対する決議案というふうになっておりまして、本文中に明確に侵略に抗議すると書いてあるのならば標題としても明確に侵略に抗議する旨が伝わるものにして頂きたいと考えますが、提案者の認識を伺います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

提案者ということですので、また賛成者からご意見があると思いますので、始めに私の方から、決議案の題名とロシアのウクライナ侵攻に対する決議案のこの侵攻ということですが、今質問されました浅尾議員も今朝の議会運営委員会の方も傍聴されていたのでお分かりかと思えます。議会運営委員会のところでもこの侵攻という言葉と侵略についての話をしました。基本的には最終的には議会運営委員会の参加の皆さんについてはこの内容でということになります。1点説明で言うならば2月24日に軍事侵攻を行ったという事実ですね。その後、今、浅尾議員からありましたように、この2週間近くの中でまさに侵略行為、つまり他国の領土に入り、武力でその土地や建物または主権を犯す行為、そういう形の侵略行為になっている点であります。その点では2月24日から始まり、この内容で改めて侵略に抗議するという内容になっておりますので、その点は全体の議会運営委員会含めた合意点というふうに理解していただきたいと思えます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

内容は今朝議運を開いたわけですが、内容は1番議員も傍聴してみえたので分かって見えると思えます。そこのところも大事なところでもあります。一番この件に関して大事なことは東栄町民の代表である我々がこの定例会冒頭で決議したいということだと思います。そういうことなので全会一致で採択したいとそう思います。お願いします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。本件は討論を省略して直ちに採決に入ることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。では、議案第41号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

----- 議案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第7、議案第4号「東栄医療センター仮称等の新築工事請負契約の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第4号「東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約の変更について」次のとおり変更請負契約を締結したいので東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。下の段の記といたしまして1の契約の目的、3の契約金額、4の契約の相手方につきましては変更はございません。2の変更となる事項は2の工期で令和3年10月1日から令和4年7月31日までを令和3年10月1日から令和4年9月30日までに変更をするものです。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案は、東栄医療センター（仮称）等の新築工事請負契約を2か月間延長し変更後の工期を9月30日までとする議案であります。その延長を踏まえ新たな診療所のオープンが11月になるということがですね、今年2月28日の非公開の議会全員協議会で私たち議員には説明がありました。しかし、町民に公開されたこの本会議の場で改めて工事の進捗状況と工期を伸ばす理由の説明を求めたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

改めまして工期の延長の理由と致しましては、新型コロナウイルス感染拡大により三密とならないよう工事に入る人員を制限する必要があること。あとは積雪により基礎工事の作業が中止となったこと。あとウッドショックにより木材の供給量が急激に減ったことにより木材加工所の乾燥釜の不足に伴い乾燥剤の確保に遅延が生じたため、この3

点でございます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

もう一点お尋ねします。今回の2か月間の工期延長で請負工事の契約金額10億4,060万円の他に追加の費用が発生するかどうか伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

遅延による請負契約の金額については、変更はございません。

議長（原田安生君）

その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。私は本議案に反対の立場で討論いたします。この議案は東栄医療センター（仮称）等の新築工事請負契約を2か月間延長し変更後の工期を9月30日までとする内容です。新たな無床診療所のオープンは今年11月になるとのことであります。私がこの議案に反対する第一の理由は、私が今建設中の無床診療所では町民の命は守れないと訴えてきたからです。超高齢化する町民の命を守るためには救急、入院が必要です。三遠南信の腎臓病の患者さんを守るためには透析施設が必要です。工期が2か月伸びようと私はこの建設計画自体に反対です。第二の理由は、町がこの医療センター等整備事業の説明責任をほとんど果たしてこなかったという点です。平成30年の医療センターの基本計画を策定するにあたりパブリックコメントを実施しなかったこと。町民に3億円の赤字と繰り返す一方で、町自ら経営診断や経営努力を明らかにしてきませんでした。さらに国からの財源である地方交付税を考慮してこなかったことも重大です。また、町長が昨年の町長選挙で公約した透析の民間クリニック誘致、緊急ベッド、緊急搬送の新たな支援制度の具体化をこの3月議会になっても未だ町長自

らの言葉で丁寧に説明していません。さらに町が選挙前にすでに明らかになっていた国の国保調整交付金1億4,227万円の申請を断念したこと。9月議会まで隠していたことも許されないことでした。私は医療を守りたいと願う町民が取り組んだリコール署名後の出直し町長選挙を冒瀆するものだと思います。東栄医療センターの名称問題では、今議会に新たな診療所の名称東栄町国民健康保険東栄診療所とする議案が提出されております。

議長（原田安生君）

中身は何ですか。

1番（浅尾もと子君）

もう少しです。愛知県の再三にわたる改善指導に耳を貸さず、これまで医療法ガイドラインで誇大広告とされる医療センターを名乗ってきた町長に反省はあるのでしょうか。最後に、医師確保についての説明責任の欠如であります。中日新聞3月5日付が、丹羽治男東栄医療センター長が4月から豊根村診療所に常勤医師として赴任することを報じ、今町民に大きな衝撃と不安を与えております。長年にわたり町民の命と健康を守ってきたリーダーである丹羽センター長を東栄町が失うという重大な事実を町長が今日まで町民に対して隠し続けたということに怒りを禁じえません。新聞記事によれば5年を目安に村の医療を引き受けていた魚住医師の後任を、豊根村は東栄医療センターとの間で調整していたとのことであります。私はこの工期変更の議案が計画や公約が二転三転した村上町政の象徴のように見えております。私は、透析なし、入院の代替施設なし、さらに丹羽センター長の不在、常勤医師2名という事態に立ち至った今。続けます。総額12億を投じた無床診療所の基本計画自体の妥当性が問われると考えております。以上、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

率直に言って今の反対討論はですね、議長が今指摘したようにですね、今回の自治体としての工事の請負契約の変更が出されている。既にこれは事業が着工されている中で契約変更行為であるというそこが今回の議案の本質なんですよね。ここで契約の目的から4項目あるわけです。今この出されている意味では先ほど担当から説明があったよ

うに工期を変更する事情があったから工期を変更するということです。もし今ここで反対討論するならばこの7月31日までが9月30日になった。この工期を延長しなくても良いと、つまり延長する必要がないという論拠を述べなければ、今回のこの請負契約の変更に対する反対にはならないのです。それは先ほど議長が言うように論点が違っている。まさに今反対討論するならば7月31日までにできるという根拠を示すことのみが反対討論の意味。つまり今の反対討論には論拠、反対の論拠はないというふうに言えます。私は先程の説明のようにまさに東栄町の3,000人の、そして周辺の市町村を含めた住民の皆さんの健康、福祉を進めるためにこの施設を作っていく。これ大事なことであり客観的な今の経済事情、社会事情の中で工期を伸ばした中で実現を早めていく。ある一面では更に迅速に効率よくやることを前提にしながらこの工期の変更については賛成致します。以上です。

議長（原田安生君）

その他討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第4号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、賛成多数です。よって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第5号、 議案第6号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第8、議案第5号「東栄町保健・医療・福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について」 日程第9、議案第6号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」の2案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号と議案第6号の2案件は一括議題といたします。執行部の説明を求めます

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第5号「東栄町保健・医療・福祉複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について」2分の2ページをご覧ください。提案理由は、東栄町保健・医療・福祉総合施設を設置するために必要があるから議会の議決を求めるため条例案を提出するのです。1

ページに戻ってください。内容について説明いたします。この条例は現在整備を進めております診療所、保健福祉センター等複合施設として一体の建物を維持管理する上で必要があるから制定するものです。第1条は、この施設の設置の目的を、第2条は、施設の名称を東栄町保健・医療・福祉複合施設とし位置を東栄町大字本郷字大沼1番地1と定めるものです。第3条は、施設の構成として診療所、保健福祉センター、子育て支援センターを規定するものであります。第4条は、この複合施設の業務を列記するものです。2分の2ページをお願いします。第5条は、施設の一部を東栄町社会福祉協議会へ貸与できる旨規定するものです。第6条は、この条例に規定するもののほかそれぞれ診療所、保健福祉センター子育て支援センターの各設置条例を適用する旨を規定するものです。第7条は、委任について規定するものです。附則、この条例は令和4年11月1日から施行する。続きまして、議案第6号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について」3分の3ページをお願いします。提案理由につきましては、東栄保健福祉センターを設置するために必要があるから議会の議決を求めるため条例案を提出するものです。1ページに戻ってください。内容について説明いたします。第1条は、この施設の設置の趣旨を第2条は、この施設を保健福祉活動の拠点として設置する旨を規定しております。第3条につきましては、施設の名称を東栄保健福祉センターとし、位置を東栄町大字本郷字大沼1番1と定めるものです。第4条は、保健福祉センターの業務について列記するものです。3分の2ページをお願いします。第5条につきましては、施設の使用許可について規定するものです。第6条は、使用の許可の制限を規定するものです。第7条につきましては、会議室及び運動指導室の使用料について規定するものです。第8条は、使用の取り消し、使用の制限について規定するのです。第9条につきましては委任について規定するものです。附則、この条例は令和4年11月1日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。質疑に入ります。まず、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

あの委員会でやりますよね。細かいことは。したがって、回答は委員会の時結構です。結構ですけども、今のうちに先に質問だけしておきます。基本的な条例というのはできるだけ住民に対して建物の設置の目的だとか場所を明記して、使う住民の禁止事項だとか、いただく費用も必要最小限の事柄を載せるべきものだと思います。この中でいくつかちょっと委員会の時に回答いただければいいんですが2分の1の第3条のところに

東栄町国民健康保険東栄診療所とあります。これ国民健康保険ってつけなきゃならない理由はどこにあるかということ。東栄診療所だけでも十分じゃないのかなと思います。国民健康、国保だけではなくて、厚生保険とかいろんな保険の方々が使うわけで診療を受ける診察に行った町民の方々は国民健康保険に入った人だけは何か優遇措置あるのかなとか診療費が安いかなと惑わされるような名称である。こういう余分な名前はつけなくてもいいはずだし、つけるべきではないということ。それと同じく3条で、ここでは東栄保健福祉センター、3番目は東栄町子育て支援センターとありますが、ここで東栄と書いて町を入れてない。あるいは入れたり、この辺の仕分け方が分かりません。私には理解できません。別に東栄町と書かなくても東栄保健福祉センターで十分じゃないのかなということであれば3番目の東栄町子育て支援センターって入れなくても東栄子育て支援センターでいいじゃないのかなとこんなふうに思います。次の条文の2分の2ページの第6条の2項ですね。東栄保健福祉センターに関し、本条例に規定するものほか東栄町保健福祉センターのと書いてあります。保健福祉センターと東栄町保健福祉センターと両方使ってます。この辺の整合性が私には分かりません。確かに条例は後のところに出てきますが、設置条例が出てきますけども、ここには東栄町保健福祉センターと書いてあります。この辺の名前の整合性がわからないということ。それから、あの条例というのはできるだけ少ない方がいいわけですので、これ両方とも設置、診療所の設置ですよ。であるのであれば条例は少ない方がいいわけですので、この複合施設の設置の中に診療やるよ、子育て支援もやるよ。あるいは保健福祉もやるよってこの中に練り込むものであって、設置条例を二つも三つも余分に作るべきもんじゃないと考えますが、それなりの考え方を、また委員会の席でいいのでお答えいただきたいと思います。

議長（原田安生君）

他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

今回の条例は、東栄町保健医療福祉総合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてというものであります。これ拝見しますと、医療センターと子育て支援センター、そして保健福祉センターの業務をこの複合施設の条例の第4条にみんな位置づけているというものだと考えます。この間議論になっている厚労省の国保調整交付金ですね、申請にあたっては保健福祉センターが行う保険業務を条例に明確に位置づけるということが要件であったと私は考えております。本条例案は交付要件を満たすものになっているのかどうか厚労省の見解を伺いたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

まだ事前協議も行っていない段階ですので、厚労省の見解は確認できません。

議長（原田安生君）

まだありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので、再開をいたします。次に議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

あのさっき話した同じことですが、東栄町入れるか入れないやつは意味がどうもわからないことです。それから、前条の6条でも設置を決めてありますので、ここで設置を設置と書かなきゃならない理由も分からない。センターの管理に関する条例で十分ではないか。設置を2つも作らなければならない理由が分からない。これも委員会で回答いただければ結構です。もう一つは町を付けた部分と付けてない部分がある。これも意味が分からないということで、また委員会の時をお願いします。

議長（原田安生君）

その他、ございますか

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅井もと子君）

第4条のかつこ1の書かれている点について伺いたいと思います。住民の健康維持増進を図るための各種検診、健康診査に関する業務を保健福祉センターで行うという文言であります。実際に担当するのは医療センターの職員になるかと思いますが、保健福祉センターがどのように行うのだという位置づけをお聞かせいただければと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

各種検診健康診査、これにつきましては医療センターだけではなくて、今住民福祉課に保健師もおりますので、どちらかというと主には、住民福祉課の業務が主となるかと思えます

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、以上で第6号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第7号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第11、議案第7号「東栄町国民健康保険東栄診療所の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

議案第7号「東栄町国民健康保険東栄診療所の設置及び管理に関する条例の制定について」4分の4ページをご覧ください。提案理由は、東栄医療センターを廃止し東栄町国民健康保険東栄診療所を設置するために必要があるから条例の制定案を提出するものです。それでは主な内容について説明します。申し訳ありませんが4分の1ページにお戻りください。第1条については、設置目的を規定しております。第2条については、名称及び設置場所。第3条は、診療科目9科の規定です。第4条は、診療所が行う事業の内容。第5条は、管理者。第6条は、診療所長をはじめ職員に関する規定です。第7条は、利用者の義務。第8条は、使用料手数料に関する規定で4分の3ページと4分の4ページの方に別表第1、第2に金額等の内容を記載してございます。4分34ページをご覧ください。附則、施行期日、第1項、この条例は令和4年11月1日から施行する。第2項は、東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例を廃止する規定です。経過措置第3項この条例の施行前の東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例による使用料、病室室料及び手数料については、なお従前の例による。以上でございます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

先程話したことと被るわけですが、設置及び管理に関する条例の設置は、先の議案の5条に設置を決めていますから何もここで書く必要ないんじゃないのかなと思いますが、ここに書かれたならない理由、しかもこの住所も書いてある。同じことも書いてあり、何で二つの条例本来なら先の議案第5条のところでこういったことは載せてしまえば、この条文は必要ないじゃないかと思う。子育て支援センターも同じなんですけど、そのこと。それから国民健康保険って書かなきゃならない理由も微塵もないような気がしますけど、これをどうしても載せなければならぬ理由。もう一つは、診療科目。これは書かなくてもいいはずなんですよね。これからドクターも安定してずっとおるわけじゃないし、ドクターの関係が非常に微妙な関係もありますので、条文はできるだけ少ない方がいいですから、どうしても書くというならば、例えば総合内科等というふうして記載しておいて、ドクターによってあらゆる診療ができるというふうに書いていくべきで総合内科等と書かなくても、本来なら書く必要ないものだったら書かなくてもいいんじゃないのかな。なんでここにどうしても載せにゃならぬかということがあります。それからもう一つは、附則で説明してありましたが4年の11月1日から施行するわけですよ。ですから施行するのについて経過措置、話しがあったこの条例の施行前の東栄医療センターって書いてあるけども、これ施行するのは11月からなんですけど、こんなことは必要あるのかなとどうも不思議で思う。それから、しかもこの条例は11月1日から施行するわけですから、11月までにはまだ定例会が6月もある9月もある。何もここでこんな慌ててバタバタ作った条例案を先の2つともそうなんですけど、なんだか慌ててバタバタ作ったような条例案を出す必要はないんじゃないのかなと。今ここで出さなきゃならない理由がどこにあるか、本来なら完成して建物が見えてきた時に管理などのイメージが出て来ると思うんですよ。ですから9月だって十分な話しですが、なんで今ここでやらなきゃならぬのかとこういった疑問が非常に多いです。したがって、条例というのはできるだけシンプルで町民にわかりやすく簡単にすべきものだと思うんですけど、これだけごちゃごちゃ、なんか慌てて作って、しかも東栄病院の病院設置条例を改正したようなあんまり内容の変わらないような条文ですので、時代は変わってますので、もう一度条例の設置、条例を制定するについてはもっと神経を使ってもう少し考えるべきじゃないのかなと思うんですけど、それもまた委員会で結構です。委員会の時に回答いただければ結構です。いずれにしても11月、特にこの第7条については診療所の名称ですね、何も国民健康保険なんて書かなくても健康を守るために治療をするんだ、治療する診療所だから大体分かるように書く必要もない。元々あんまり簡単な管理条例だけで十分じゃないのかなと

こんなふうに思いますので、その辺の考え方やいきさつを委員会の時にお聞かせ下さい。

議長（原田安生君）

委員会の時でお願いします。その他ございますか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（伊藤紋次君）

今の話が続けての話しで記録がもし古い記憶ですので、忘れたかもしれませんが、東栄診療所については、これは医療法上の届出になると思いますので、必然的に開設者だとか管理者ってやっぱり書かなきゃならんじゃないですかね。保健センターとか子育て支援センターは別に町で作るものですから。なんかに要綱とかで出来ていると思いますので開設者は載せなくてもいいですかね。管理者は載っているんですけど。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、病院事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

必要ないかと思いますが、一度確認しときます。

議長（原田安生君）

その件も委員会の時でお願いします。その他ございますか。はい、以上で議案第7号の質疑打ち切ります。

## ----- 議案第8号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第8号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第8号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」でございます。1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。町長、副町長、教育長の給与月額等を減ずる期間を令和3年1月分から令和4年3月分、これを1年間延長し令和

4年4月分から5年3月分とする一部改正でございます。戻っていただきまして、4月1日から施行いたします。提案理由につきましては、町長、副町長、教育長の給与を減するための改正でございます。以上です。

議長（原田安生君）

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

あのこれも委員会で結構ですけども、提案理由として減するために必要であるからであるじゃなくて、何で減する必要があるからって言うことを記載すべきだと思うんですよ。やっぱり条例案は何でこの条例をあげたという理由を載せるべきなんで、減するために必要があるからではこれは理由にならないと思いますので、一度検討いただきたいと思います。

議長（原田安生君）

これも回答よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第8号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第9号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第9号「東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行）

失礼します。議案第9号でございます。東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。一枚めくっていただきまして、新旧対照表こちらをご覧ください。こちらの上級法の改正に伴うものでございます。今回の一部改正は、提案理由にもありますとおり、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和および育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関することについて、地方公共団体においても、この措置を講ずることとなりました。3分の1ページですが、育児休業をすることができない職員を規定する2条では改正前の真ん中あたりになります。（3）任命権者同じくする職に引き続き在

職した経験が1年以上である職員と1枚めくっていただきまして、3分の2になりますが19条の部分休業すること出来ない職員の規定のうち、特定職に在職した期間が1年以上である非常勤職員等の項目を削除し緩和するものでございます。3分の2ページの下の方ですが第5章雑則になります。これは新設になるわけですが、自治体の義務として育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定でございます。妊娠出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得以降の確認のための処置および育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する処置について追加するのでございます。戻っていただきまして施行日は、令和4年4月1日からとなります。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、それから育児休業取得しやすい環境づくりのために整備するという説明でありました。お尋ねしたいのは、新旧対照表の3分の3ページであります。新たに設けられた第5章の雑則で主には第24条であります。3点次にあげる措置を講じなければならないというふうに書かれております。どんな措置をこれから東栄町は行なっていくのか、具体的に教えていただきたいと思っております。また、この雑則がなかったことで今までこれらの研修の実施ですとか、相談体制そういったことが不十分だったという事実があるのかどうか尋ねたいと思っております。

総務課長（内藤敏行君）

議員のお尋ねの第5章24条関係になりますが、本町の場合、件数は2件から3件。本年度の場合は3件ありますが、今までは申し出によりまして、制度の説明会等をしっかりさせて頂いております。いつからいつまでの休養ですとか賃金のことですか、そのようなことをしっかり説明させて頂いております。特にこれと違って特別なことはしてきませんでした。これからは研修の実施ですとか相談体制の整備、職場環境の整備に関する措置を法令にのっとりしっかりとしていきたいと思っております。特に今までどおり怠ったという事実はございません。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第9号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第10号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第13、議案第10号「東栄町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは、お願いします。議案第10号「東栄町個人情報保護条例の一部改正について」でございます。これも一枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。提案理由でございますが、これは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合する改正を行うことに伴いまして、一部改正するものでございます。ここでは個人情報の訂正を実施した場合において、番号法第19条8項に規定する情報照会者または情報提供者に必要な必要に応じ通知することを規定した条例でございます。ここで言う第33条ですが、総務大臣内閣総理大臣番号法第19条7号を19条第8号に改正し、次の2分の1ページですが第5条独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を個人情報保護に関する法律第2条第9項に改め、6条では削除するものでございます。2分の2ページ第42条関係ですが、これは統計法による個人情報保護に関する法律の適用除外等についての規定ではございます。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を改めるものでございます。最初に戻って頂きますと、施行日は令和2年4月1日からとなります。以上です。

議長（原田安生君）

議案第15号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を打ち切ります。続いて、本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第10号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 1 1 号 -----

議長（原田安生君）

日程第 14 議案第 1 1 号「東栄町消防団設置条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。東栄町消防団設置条例の一部改正についてでございます。これも一枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。団員の種類及び定員の改正でございます。消防団の実態に合わせて定数を改正します。改正前では団員の定数は 195 人以上とありましたが、実情に合わせてこれを 185 人に改めるものでございます。なお、この条例は 4 月 1 日から施行させていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、以上で議案第 11 号の質疑打ち切ります。

----- 議案第 1 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15 議案第 12 号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それではお願いします。議案第 12 号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。1 枚めくっていただきたいと思っております。新旧対照表をご覧ください。この一部改正は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴いまして、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を行う消防傷病補償年金、または年金である生涯保証、

もしくは遺族補償を受ける権利を個所の公庫に担保に供することが廃止されることとなるため、商用の整理を行うものでございます。最初のページに戻っていただきまして経過措置ですが、施行期日は、令和4年4月1日からとなります。経過措置の2項、3項でありますが、令和4年3月31日までに貸付の申込があった場合は、または当該権利を担保に供し、貸付を受け付けていた場合については、なお従前の例によることとする経過措置を設けるものでございます。提案理由につきましては、先ほど申し上げましたが、消防団員等公務災害補償等って責任共済等に関する法律の一部改正に伴いまして改正する必要があるからでございます。以上です。

議長（原田安生君）

議案第12号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第12号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第13号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第16議案第13号「東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第13号「東栄町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」提案理由は、子育て支援センターの移転に伴い施設の位置を改正するために必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正の内容について説明いたします。1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。第2条第2項の表中支援センターの位置を、東栄町大字中設楽字松久保11番地から東栄町大字本郷字大沼1番地1に改めるものであります。議案に戻っていただいて、附則この条例は令和4年11月1日から施行する。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、6番」の声あり)

はい、6番。

6番(森田昭夫君)

これもさきほどと同じように委員会の答弁で結構ですけれども、複合施設の中に子育て支援センターを置くと書いてあるに改めて、またここで条文を残しとかにやらんっつて言う理由がわからない。なんでこの設置及び管理の条例を置くのかなあと。廃案でいいじゃないのかなと思いますし、先ほど言いましたが11月1日から施行するわけですよ。その間2回も定例会があるわけですから、今ここでやらんやあならん理由はない。10月いっぱい、10月末までは使うわけですよ。ですから何もこんなに早くここでやらなくたって9月で十分な話だし、こんなにやらなければいけない理由がわからない。これも何か慌ててバタバタした話じゃないのかなと、もう1回しっかり見直すべきじゃないのかなと思います。そのへんのことも委員会で答弁いただければ結構です。

議長(原田安生君)

他にありますか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります

----- 議案第14号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第17、議案第14号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長(伊藤太君)

議案第14号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」提案理由は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い本条例中の関連する項目を削除するため、東栄町使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。改正の内容について、説明いたします。新旧対照表をご覧ください。こちらは別表第1の3を削る改正であります。個人番号カード等の再交付の手数料につきましては、現在は町の歳入として取り扱っておりますけれども、これからはカード等を取り扱う地方公共団体情報システム機構の収入となるため、本条例からこちらの手数料部分を削るものです。議案に戻って頂いて、附則、この条例は公布の日か

ら施行する。以上です。

議長（原田安生君）

はい、議案第 14 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 14 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 15 号、 議案第 16 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 19、議案第 15 号「東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について」、日程第 20、議案第 16 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」の 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号と 16 号の 2 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 15 号「東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について」提案理由は、基金として積み立てできる額を歳入歳出予算で定める額とするため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正の内容について説明いたします。一枚めくっていただいて新旧対照表をご覧ください。第 3 条の基金として積み立てできる額を決算上、余剰金の額の 100 分の 50 以内の額から国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とするものです。議案に戻っていただいて、附則この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 16 号「東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由ですけれども、1 枚はねていただいて 3 分の 3 ページをお願いします。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い賦課限度額を見直し、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の均等割額の減額等について規定するとともに保健福祉総合施設について規定し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明させていただきます。新旧対照表の第 1 条関係の 8 分の 1 ページをご覧ください。第 7 条の 3 の改正は未就学児の被保険者均等割の減額の規定が本条例第 17 条の 3 で追加されることによる改正と 8 分の 2 ページをお願いします。国民健康保

険法の改正に伴い、条と項が追加されたことに本条例の軸を改正するものです。8分の4ページをお願いします。第11条の6の改正は基礎賦課限度額を63万円から65万円に引き上げるものです。第11条の6の2の改正につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額の規定が本条例第17条の3で追加されることによるものと、国保法において条が追加になったことによりものです。第11条の6の12の改正につきましては、後期高齢者支援金と賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。第17条の改正につきましては、基礎賦課限度額が63万円から65万円。後期高齢者支援金と賦課限度額が19万円から20万円に引き上げられることによるものと未就学児の被保険者均等割の減額の規定が追加されることにより見出しを低所得者の保険料の減額に変更するものです。一枚めくって頂いて8分の6ページをお願いします。17条の3の改正につきましては、未就学児の被保険者均等割を5割軽減するために追加するものです。一枚めくっていただいて新旧対照表の第2条関係をご覧ください。第6条の保健事業に保健福祉総合施設の設置について追加するものです。議案の3分の3ページに戻っていただきまして、附則、第1条、施行期日この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし第2条の規定は令和4年11月1日から施行する。第2条経過措置、この条例中第1条の規定は令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに議案第15号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

国保の基金条例の一部改正ということで、基金として積み立てることができる額を歳入歳出予算で定める額とするという改正であります。その上限額というのを示したいと思えます。決算での収支の残高全額を言うのか、さらなる繰入などの方法によって収支残高決算残高以上の繰入ができるのか、上限がどの程度になるのか教えてください。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

こちらは積み立てる額っていうのは本当に決算で余剰が出た場合の条件になるわけで

すけども、ただ余剰金等保険料率の調整のために充当する場合もございますので、上限と言われれば繰越金の額が上限になるかと思えます。

議長（原田安生君）

その他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 15 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 16 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

新旧対照表の 1 分の 1 であります。第 2 条関係の新旧対照表ですね。第 6 条 2 のかつこ 2 のところに保健福祉総合施設の設置とあるんですが、さっき上程された施設の名称は保健福祉総合施設ではなかったんですよね。この条例に載せるために勝手に短縮してしまっていていいものかどうか、また委員会で結構ですので、質問したいと思います。

議長（原田安生君）

委員会でよろしいということなので、よろしく申し上げます。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で議案第 16 条の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 17 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 17 号「東栄医療センター特別会計設置に関する条例の条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

議案第 17 号「東栄医療センター特別会計設置に関する条例等の一部改正について」4 分の 4 ページをご覧ください。提案理由は、東栄保健福祉センター及び東栄町国民健康保険東栄診療所を設置し、東栄医療センターを廃止することに伴い、関係条例を改正する必要があることから議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。第 1 条の東栄医療センター特別会計設置に関する条例から第 6 条の東栄町職員の定年等に関する条例までの 6 条例につきましては、東栄医療セン

ターを東栄町国民健康保険東栄診療所に名称変更を含むに伴って題名及び関係条文を改正するものです。第7条の東栄町公共施設の暴力団排除に関する条例につきましては、東栄町国民健康保険東栄診療所の東栄診療所の設置及び管理に関する条例をはじめとする今議会で新たに制定する3条例に規定する施設を変更追加するのです。なお第3条の東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、名称変更以外の改正も行いますので、新旧対照表について説明をさせていただきます。8分の2ページをご覧ください。別表中の夜間看護手当を廃止します。また、待機手当に正規の勤務時間以外に待機した医師に対し、平日1回1万円、休日1回2万円を追加するとともに検査技師、放射線技師、看護師及び准看護師に分かれていた医療待機手当を待機手当と名称を変更し、正規の勤務時間以外に待機した医師以外の職員として一本化するのですが、金額の変更はありません。8分の4ページをご覧ください。防疫作業手当の改正前の備考欄に記載のある東栄医療センター及び下川診療所に勤務者に限るという規定を削除し、全職員を対象とするのです。1枚戻っていただきまして、附則、第1項、この条例は令和4年11月1日施行する。ただし、第1条及び第3項の規定は令和4年4月1日から施行する。第2項東栄医療センター特別会計の令和3年度分の収入支出の出納及び決算については、なお従前の例による。第3項、第3条の規定による改正後の東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、令和4年10月31日までの間、別表中、東栄町国民健康保険東栄診療所とあるのは、東栄医療センター及び下川診療所とする。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

17号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

間違えていたのならば指摘いただきたいのですが、新旧対照表の8分の2ページの左下あたりの診療等業務手当についてですが、特にその左下の待機手当ですね、正規の勤務時間以外に待機した医師以外の職員について、平日1回1,000円、休日1回2,000円の手当に改正されるというものであります。これは訪問診療を受けている患者さんに対する24時間365日の看護師等によるサポートに関連する手当と考えてよいでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

看護師の手当については おっしゃるとおりです。

議長（原田安生君）

その他、ございますか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

これも先ほどと同じように施行期日は施行は11月1日ですので、6月9日と定例会2回もありますので、今ここでやらなきゃならない理由はないと思います。まだ半年も向こう半年以上向こうの話ですからここでやらなきゃならない理由はどうも見当たりませんので、また委員会で説明をいただきたいと思います。どうしてもここでやらなきゃならないということここで出さなきゃならんという理由を説明いただきたい。9月でも十分じゃないかなと思います。

議長（原田安生君）

回答は良いね。委員会で。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第17号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第18号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第21、議案第18号「東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

議案第18号「東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について」提案理由は、一番下になりますけれどもこの案を提出するのは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、主要の改正をする必要があるからである。改正内容について、説明します。次のページの新旧対照表をご覧ください。表の左側、改正後第2条第1項第1号にありますように、法律名が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に改正されました。また法律の第2条第4項が第3項に、第9条第3項が第4項にず

れるため該当する条文の改正を行いました。前に戻っていただき、附則です。この条例は令和4年4月1日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案第18号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第18号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第19号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第22、議案第19号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更について」の件を議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、失礼します。議案第19号であります。愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更についてでございます。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。別表第1第2とも尾張旭市、長久手市衛生組合の解散によりまして、この名称を削除するものでございます。最初のページに戻っていただきまして、この規約は令和4年4月1日から施行いたします。提案理由といたしまして、地方自治法第290条の規定によりまして、規約の変更について協議する必要があるためでございます。以上です。説明終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 19 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 20 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 20 号「令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 14 号について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の 1 ページをお願いします。議案第 20 号「令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 14 号について」続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 1 億 6,404 万 1 千を増額し予算総額を 42 億 3,701 万 8 千とするものです。第 2 条の繰越明許費につきましては、第 7 ページの事業をについて翌年度に繰り越すものです。第 3 条の地方債につきましては 8 ページの地方債補正において 1,490 万円を減額するものです。それでは予算説明書により説明させています。全般的なことですが、今回の補正につきましては実績見込みに伴う清算等によるものが主なものでありますので、これらについての説明は省略させていただきます。歳出からお願いします。20 ページを開きください。1 款議会費は実績に見込による清算です。2 款 1 項 1 目一般管理費 1 節庁内ネットワーク回収委託料は県セキュリティクラウドの使用を継続するためにネットワークの構成を変更する必要が生じたことによる増額です。その他は実績見込みによる清算です。7 目企画費は実績見込みによる清算ですが、その中で 22 ページ 13 節定住促進空き家活用住宅借り上げ料は、入居者に中学生以下の子供がいなくなったことに伴う家賃の増額により大家さんへの支払いが増えたものです。8 目東栄健康の館施設費、12 節指定管理委託料は経費の実績見込みより増額するものです。10 目交通安全対策費から 2 項 1 目税務総務費までは実績仕込みによる清算です。24 ページ 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節コンピューターと保守点検委託料は戸籍システム符号取得関連作業を令和 4 年度に送ったことによる減額とマイナンバーカード所有者の転出日をワンストップ化することに係る住民記録システム開始委託料を増額するものです。4 項選挙費及び 26 ページ 5 項統計調査費は実績見込みによる清算です。28 ページ 3 款 1 項社会福祉総務費から 32 ページ 3 項 5 目社保充実分任意事業費までは、ほとんどが実績見込みによる清算です。そのうち 1 項 2 目国民年金システム回収委託料は年金手帳廃止に伴う改修、1 目社会福祉

総務費 27 節国民健康保険会計特別会計繰出金と 30 ページ 4 目老人福祉費 27 節後期高齢者医療特別会計繰出金は、それぞれの会計の補正によるものです。2 項 1 目児童福祉総務費、22 節返還金は令和 2 年度の児童手当県費負担金と子ども子育て支援交付金の実績に基づく返還金です。2 目保育園 1 節会計年度任用職員報酬と社会保険料は、未満児の入園と保健師の病気休暇に伴う増額です。12 節システム回収委託料は境町外の認可外保育所への入園に対応するために回収するものです。32 ページ 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費から 36 ページ 2 目火葬場費までは、ほとんどが清算によるものです。そのうち 34 ページ 1 項 2 目予防費 22 節返還金は令和 2 年度感染症予防事業費等国庫負担金の実績に基づく返還金です。4 目新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、実績見込みによる減額と 5 歳から 11 歳までのワクチン接種に係る業務委託料を追加するものです。1 目保健衛生総務費、27 節東栄医療センター繰出金及び 3 目環境衛生費、27 節簡易水道特別会計繰出金及び起債分はそれぞれの会計の補正によるものです。36 ページ 2 項 2 目火葬場費、12 節火葬および霊柩車運転業務委託料は件数の増によるものです。5 款 1 項 1 目農業委員会から 44 ページ 6 款 1 項 8 目持続化給付品費などは、ほとんどが実績見込みによる清算です。そのうち 1 目農業委員会 17 節の農業委員会業務効率化支援タブレット購入費は、農業委員会が行う農地利用状況調査等に利用するために購入するもので全額県費が充てられます。38 ページ 2 目農業振興費、18 節農業用使用済プラスチック回収事業負担金は、実績増によるものです。8 目農業集落排水事業費、27 節は農業集落排水事業特別会計の補正によるものです。2 項 1 目は、木林業総務費は愛知森と緑と緑づくり事業委託金の減額による財源更正です。42 ページ 6 款 7 目新型コロナウイルス経済対策費、18 節新分野進出販路開拓等を支援補助金は、当初の見込みより倍増したことによる増額です。44 ページ 8 目持続化給付金事業費、18 節事業持続化給付金は、とうえい温泉の事業継続のために増額するものです。44 ページ 7 款 1 項土木総務費から 48 ページ 8 款 1 項 5 目防災初期までは実績見込みによる清算です。そのうち 46 ページ 7 款 2 項 5 目急傾斜地対策事業費 18 節急傾斜地崩壊対策事業費負担金は補正対応工事の増額によるものです。4 項 1 目公共下水道費、27 節は、公共下水道事業特別会計の補正によるものです。48 ページ 8 款 1 項常備消防費、18 節新城広域消防負担金は今年度の負担割合の変更による増額です。9 款 1 項 1 目教育委員会費から 54 ページ 7 項 1 目森林体験交流施設費までは実績見込める清算です。そのうち 50 ページ 2 項小学校費と 52 ページ 3 項中学校費の 1 目の学校管理費 12 節学習用端末年度更新委託料は、卒業生用のタブレット端末のデータを消去し、新入生用のデータの登録と設定を委託するものです。52 ページ 3 目中学校費 10 節光熱費は水道料の増額によるものです。56 ページ 11 款 1 項交際費は減債基金繰入金の減額による財源更正です。12 款 1 項 1 目財政調整基金費は繰越金及び公共建設発生土処理場使用料等を新たに積み立てるものです。2 項 1 目減債基金積立金は臨時財政対策債の償還金が普通交付税として先行交付されたことに伴い、その全額を積み立てるものです。58 ページ 4 項 1 目高齢者いきいき健康増進基金は株式会社とうえいから納付金を免除することによる減額です。7 項 1 目東栄町森づくり基金費 25 節積立金は今年度交付される森

林環境譲与税のうち事業に充当した以外の残金を積み立てるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款1項市町村民税から8ページの13款使用料及び手数料までは収入見込による増額です。14款国庫支出金から14ページの15款県支出金はそれぞれの給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の清算による増減によるものです。そのうち8ページ14款1項3目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金は5歳から11歳までの接種にかかるものです。2項1目総務費国庫補助金の戸籍システム改修費補助金はマイナンバーカード所有者の転出にワンストップ化にかかるシステム改修等に充てるものです。10ページ2項3目衛生費国庫補助金の感染症予防事業等補助金は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る実態予防接種台帳システム改修事業にかかるものです。3項2目民生費国庫委託金の基礎年金と事務委託金は国民年金システムの改修にかかるものです。12ページ15款2項4目農林水産業品県補助金の農業委員会業務効率化支援補助金はタブレット購入にかかるものです。7目教育費県補助金の元気なあいち市長村づくり補助金はチャレンジ枠として東栄中学校と留学生及びRCA校との交流」事業に充てられものです。14ページ16款財産収入は空き家活用住宅家賃の増額。17款寄付金は水源林対策事業に係る受益者給付金の増額です。18款2項3目減債基金借入金は財源調整による減額です。19款繰越金は令和2年度の決算に基づいた額を計上してあります。16ページ20款諸収入は歳入見込みによるものですが、24節の指定管理納付金は新型コロナウイルス感染症の影響により減額するものです。21款町債は事業費確定に伴う増減です。次に60ページから63ページにつきましては、年内に事業は完了できない8事業について翌年度に繰り越しをさせていただき明許費の内訳です。以上で補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑に行きたいところですが、1時間経ちましたのでここで休憩を取りたいと思います。15分まで休憩です。お願いします。

議長（原田安生君）

それでは再開をいたします。説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。始めに歳出からお願いいたします。1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、5款農林水産業費20ページから41ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、1番の声あり」）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

一点だけ教えてください。補正予算説明書34ページ4款1項1目ですね。繰出金の東栄医療センター特別会計繰出金3,378万2千円の減額となっています。さっき町長からの説明で触れられていたかと思うんですけども、改めてこの減額により令和3年度の

東栄医療センターの運営に関する費用を一般会計から補填した金額いくらになるのか教えてください。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

委員会の時にお答えさせていただくことでよろしいでしょうか。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

確認ですが、59ページの諸支出金、高齢者いきいき健康増進基金は1,800万減額で結局免除、基金の繰入免除ということですが簡単には、もう赤字でやっていけんといううことでよろしいでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

コロナの影響で今年度は経営非常に厳しくなっています。従って納付金が減額になった分、積立金が減額になっています。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

どっちみち委員会でやりますよね。細かいことは。委員会で答弁いただければ結構ですがコロナが収束すればまた元に戻るというふうを考えているのかどうか、私はそろそろ温泉の経営そのものを考えるべきじゃないかなと思うんですが、細かいことは委員会でお尋ねしますが、一度その辺の検討を充分してから委員会で答弁していただきたいと思いますので、お願いします。

議長（原田安生君）

それでは委員会の方でお願いします。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

続いて、6 款商工費、7 款土木費、8 款消防費、9 款教育費、40 ページから 57 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、11 款公債費、12 款支出金、56 ページから 59 ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で歳出終わり、次に歳入全般について質疑をお願い致します。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 21 号、議案第 22 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程 24、議案第 21 号「令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」日程 25、議案第 22 号「令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について」の 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって 21 号と 22 号の 2 案件一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは予算書の 9 ページをお願い致します。議案第 21 号「平成 3 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」10 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 1,943 万 2 千を追加し、予算総額を 5 億 8,837 万 5 千円とするものです。それでは補正予算説明書で説明いたします。まず歳出から説明します。予算説明書の 72 ページをお願いします。歳出 2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 1,500 万円これにつきましては一般被保険者療養給付費が不足する見込みであるため補正するものです。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 700 万円。これにつきましても一般被保険者の高額療養費が不足する見込みであるため補正するものです。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 74 ページをお願いします。2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3 項

1 目介護納付金分につきましては、保険料の率の調整のため、国保財政基金等からによる繰入金及び前年度繰越金を充てたことによる財源構成であります。8 款 1 項 4 目保険給付費等交付金償還金 36 万 3 千円は令和 2 年度国民健康保険、保険給付費等交付金の確定による返還額を補正させていただくものです。76 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目他会計繰出金 293 万 1 千円の減。これにつきましては、国民健康保険特別調整交付金の医療機器購入分とへき地診療所運営費分が確定したため補正するものです。68 ページをお願いします。歳入 1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 5,722 千円の減。これにつきましては、保険料の収納見込みによる補正でございます。3 款 1 項 1 目保険給付等交付金 1,704 万 2 千円。こちらは歳出の一般被保険者療養給付費 1,500 万円と一般被保険者高額療養費 700 万円の補正に伴い 2,200 万円の増額になる一方で、特別調整交付金が 293 万 1 千円。県繰入金が 202 万 7 千円の減額となり、これらを合わせて 1,704 万 2 千円の補正となりました。70 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 13 万 4 千円。こちらは基盤安定負担金の確定に伴うものです。2 項 1 目国民健康保険財政基金繰入金 425 万 6 千円は歳出の事業費納付金に充てるものでございます。6 款 1 項 1 目繰越金 372 万 2 千円は確定した前年度繰越金を歳出の事業金と償還金の財源として充てるものでございます。国民健康保険特別会計補正予算については以上でございます。次に、後期高齢者医療特別会計分を説明したいと思っております。予算書の 13 ページをお願いします。議案第 22 号「令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について」14 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 189 万 9 千円を追加し、予算総額を 1 億 2,988 万 2 千円とするものです。それでは予算説明書で説明致します。まず歳出からお願いします。予算説明書の 84 ページをお願いします。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 16 万 9 千円の減。これにつきましては、広域連合への事務費負担金の確定に伴う補正でございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 206 万 8 千円こちらは現時点での保険料の収納見込額と保険基盤安定負担金の確定によるものです。それでは 82 ページをお願いします。歳入 1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 27 万 5 千円。これは直近の保険料調整額をもとに保険料の収納見込額として補正するものです。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 162 万 4 千円。これにつきましては、一般会計が負担する保険基盤安定負担金と事務費負担金の確定による補正でございます。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

はい、すみません聞き漏らしてしまいました。75 ページ財源更正とありまして、その前の

ページみますと健康いわゆる国民健康保険料は保険料が少なくなって繰入金と繰越金で手当てをしたと、これは両方とも後期高齢者と介護保険も両方ともそうなんです何が何でこうなったのか聞き洩らしました。申し訳ない、もう一度説明を何でこうなっちゃったのか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、こちらの財源構成につきましては当初見込んでいた保険料があるわけなんですけれども、保険料率を決定する際に基金からの繰入金と繰越金を充てまして、前年並の保険料率としたためにこういった財源補正が起きたことです

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

簡単に言うと失敗したと。間違えたということによろしいですかね。そうすれば委員会で結構ですけども、今ここでお答えいただければ簡単にいうとちょっとやり間違えたということでもいいのかな

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

県から示された納付金をもとに保険料率算定するわけなんですけども、予算を計上予算を作る際にまた前年度所得が確定しないために見込で保険料をこれらの納付金を払うためにはこれぐらいの料率で設定すれば大丈夫だろうっていうふうな見込みをつけて当初予算は計上しておるんですけども、やはり所得が下がってしまいますとどうしても率を高めに設定しなければならないので、そういったことを避けるために、基金と繰入金を充当して保険料率をあの設定するような形をとりました。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

それでは第 21 号の質疑を打ち切ります。次に議案第 22 号の質疑を行います。歳入歳出全般について必要ございませんか

(「なし」の声あり)

以上で議案第 22 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号 -----

議長 (原田安生君)

ここでお諮りいたします。日程第 26、議案第 23 号「令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について、日程第 27、議案第 24 号「令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について」日程第 28、議案第 25 号「令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について」の 3 案件を一括議題とし必要な議案事に行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは 23 号から 25 号までの 3 件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます

(「議長、事業課長」の声あり)

はい、事業課長。

事業課長 (原田経美君)

それでは失礼します。補正予算書の 17 ページをお願いします。議案第 23 号「令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について」18 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 139 万 3 千円を減額し、予算総額を 2 億 3,433 万 9 千とするものです。第 2 条の繰越明許費につきましては、21 ページの事業において翌年度に繰り越すものです。第 3 条の地方債の補正につきましては 22 ページの 250 万円を減額するものです。それでは補正予算書で説明します。94 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 71 万 9 千円の減額につきましては、水道技術管理者講習が定員締め切りとなり受講できなかったことによる旅費と受講料の減額とコロナ過により簡易水道協会等の総会が書面決議により負担金が減額したものです。2 款 1 項 1 目水道管理費 71 万 9 千円の減額につきましては、濁度対策検討業務や設計業務における委託料の請負残額によるものと本郷下川農免線水道移設工事の請負残額による減額、それと県道八橋中設楽線改良工事に伴う設計において橋梁の添架など水道管の移設検討が早急に必要になったため、配水管布設業務委託を追加し、予算を相殺するのです。2 款 1 項 2 目生活基盤近代化事業によっては財源更正です。2 ページの 3 款 1 項 2 目利子につきましては、率の変更により増額するものです。次に歳入について説明します。90 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目負担金 22 万円の増額につきましては、水道への加入の実績見込みによるものです。2 款 1 項 1 目水道使用料 20 万 4 千円の増額につきましては、水道使用量の過年度分の実

績見込みによるものです。2款2項1目督促手数料1万1千円の増額につきましては、督促手数料の実績見込みによるものです。5款1項1目一般会計繰入金2,410万8千円の減額につきましては6款1項1目繰越金の確定により増額した2,475万円と歳出の補正に伴う減額を調整して減額するものです。92ページをお願いします。7款1項1目雑入3万円の増額につきましては実績見込みによるものです。8款1項1目簡易水道事業債250万円の減額につきましては公営企業課業務の実績に見込によるものです。98ページをお願いします。繰越明許費です。2款1項1目事業認可変更及び中設楽浄水場前処理装置詳細設計業務委託委託料2,700万円、繰越理由は詳細設計の結果を踏まえての令和4年度に行う事業認可変更手続き資料の作成のために翌年度に予算繰越するものです。その下の配水管布設替業務委託料370万7千円、繰越理由は3月補正での発注となりまして年度内での完了が見込めないものです。99ページをお願いします。御園地内の排水管布設工事ですけれども工事請負費1,500万1千円。繰越理由はコロナ過により材料の調達に間に合わず年度内に事業完了が見込めないものです。その下ですけれども本郷地内の排水管敷設工事ですけれども工事請負金額1,285万7千円。繰越理由は東栄医療センター仮称の工期変更に伴い年度内に事業完了が見込めないため翌年度に予算を繰り越すものです。これで簡易水道特別会計の説明を終わります。

続いて補正予算書23ページをお願いします。議案第24号「令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について」24ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ224万9千円を減額し予算総額を1億2,989万3千円とするものです。第2条の地方債の補正につきましては27ページの210万円を減額するものです。それでは補正予算書で説明します。歳出から説明します。108ページをお願いします。1款1項1目下水道維持管理費200万円の減額につきましては、電気料プランの変更による減額と浄化センター等維持管理委託料の実績見込みによるものです。2款1項2目公債費の利子24万9千円の減額につきましては、率の変更により減額するものです。次に歳入について説明します。104ページをお願いします。1款1項1目公共下水道事業分担金26万9千円の増額につきましては、今年度においての実績見込みによる減額と過年度分の納入実績によるものです。2款1項1目公共下水道使用料1,000円の増額につきましては、下水道使用料の実績見込みによる減額と過年度分の納入実績によるものです。3款1項1目国庫補助金4万円の減額につきましては、社会資本総合交付金事業の清算により減額するのです。4款1項1目一般会計繰入金381万2千円の減額につきましては、歳出の補正に伴い5款1項1目の決定した繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。10ページ7款1項1目下水道事業債210万円の減額は公営企業化業務の実績の見込みによるものです。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続いて、補正予算書の29ページをお願いします。議案第25号「令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」30ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ181万3千を減額し、予算総額を2,692万8千円とするものです。それでは補正予算説明します。歳出から説明します。116ページをお願いします。1款1項

1 目農業集落排水維持管理費 182 万 2 千円の減額につきましては、浄化センター等維持管理委託料の実績見込みによるものです。2 款 1 項 1 目公債費利子の 9 千円の増額につきましては、率の変更によるものです。次に、歳入について説明します。114 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目農業集落排水事業分担金 30 万円の減額につきましては、新規加入の見込みがないものです。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 151 万 3 千円の減額につきましては、歳出の補正に伴うものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入りますが、まず 23 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは 24 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、議案第 25 号の質疑を行います。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 25 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 26 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 29 議案第 26 号「令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 6 号について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の 33 ページをお願いします。議案第 26 号「令和 3 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 6 号について」34 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 866 万 5 千円を減額し、予算総額を 7 億 3,980 万 6 千円とするものです。今回の補正は清算によるものや実績見込みがほとんどですので、主だったもののみご説明させていただきます。予算説明書の歳出からお願いします。128 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の 3 節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、コロナワクチン接種にかかる時間外勤務手当が少なかったことによる減額が主なものです。同じく 3 節の会計年度任用職員宿日直手当の減は、宿日直を新城市民病院へ委託した回数が増えたことによるもので、このことによって 12 節このページの下から 5 行目になりますが、委託料が増額となります。130 ページの 2 項研究研修費 3 項在宅医療介護サポートセンター費につつま

しては、コロナウイルス感染症の影響で会議が中止やリモート開催になったこと、その他町村が行う事業が中止になったり減少したことなどによる減額となります。2款1項1目10節需用費及び3目12節委託料は、新型コロナワクチン接種にかかる消耗品ですとか、注射針など感染性産業廃棄物が少なかったことによる減額となります。次に、歳入を説明させていただきます。122ページをご覧ください。1款1項の入院収入は当初ちょっと厳しめに見ていたこともあり、目にプラスマイナスはありますが、項全体においては、227万3千円の増額補正となります。2項の外来収入は3目後期高齢者医療保険診療収入の580万3千円の減額を始め、項総額で900万円ほどの減額となっておりますが、患者数は昨年並みとなる見込みで、外来収入総額も昨年同様の1億7,000万円を多少上回ると予想されております。減額の要因につきましては、ずっと収束することなく蔓延しているコロナウイルス感染症による患者数の減であったり、人口減に伴う患者数の減によるものと推測されます。3項1目1節の公衆衛生活動費収入は、北設楽郡学校保健会から教職員の風疹・麻疹・おたふくの抗体調査依頼が入りまして、これをお受けしたことによる増額が主な要因となります。124ページをご覧ください。4款1項1目1節の県補助金につきましては、1,961万9千の増額で内容につきましては、コロナワクチン接種の加速化を促すための支援金と交付金になります。その一つは愛知県高齢者福祉施設とワクチン接種加速化支援金で、施設はすぎの木の里及びやまゆり荘が該当し、支援金が一人1人当たり1,000円、このほか在宅でも接種支援金が一人1万円となっております総額で43万2千円となります。もう一つが愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金で交付要件につきましては週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合とされまして、一回につき3,000円交付されますがこれは一人につき3,000円という意味です1回につき3,000円交付されますので、総額で1,918万8千円。2つの合計が1,962万円となりまして、目取りの1千円を引いた額が増額となります。5款1項2目1節の他会計繰入金は、国保の特別調整交付金が減額となったための減です。126ページをご覧ください。7款1項1目1節雑入のへき地診療所医師等派遣負担金は派遣回数減や、1日が半日に減ったことによる要因の減額で、その下の在宅医療在宅医療介護サポートセンター受託料の減は3町村の支援対象事業がコロナウイルス感染症の影響等で減ったことによるものです。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案26号の説明がありました。これより質疑に入ります。まず歳入歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第26号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第27号 -----

議長（原田安生君）

次に、令和4年度の一般会計、各特別会計の当初予算関係の議案に入りますが、15日火曜日に予算特別委員会を予定しておりますので、質疑はその折にお願いしたいと思います。初めに、日程第30、議案第27号「令和4年度一般会計予算について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、令和4年度の東栄町一般会計予算の説明をさせていただきますが、先般の全員協議会において、予算内容につきましては説明をさせて頂いておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。それでは、予算書の1ページをお願いします。議案第27号「令和4年度東栄町一般会計予算について」続いて2ページをお願いします。令和4年度一般会計予算は、歳入歳出の予算総額を41億6,600万円とするものです。第2条の継続費につきましては、9ページ第2表継続費のとおりです。第3条の地方債につきましては、10ページ第3表地方債のとおりです。第4条の一時借入金につきましては、借り入れの上限を5億円とするものです。第5条は同一管内で相互利用ができることを定めるものです。では3ページをお願いします。第1表歳入歳出予算歳入1款町税2億8,893万5千円、2款地方譲与税6,488万4千円、3款利子割交付金30万円、4款配当割交付金110万円、5款株式等譲渡所得割交付金80万円、6款法人事業税交付金1,000円、7款地方消費税交付金6,400万円、8款環境性能割交付金640万円、9款地方特例交付金1,000円、10款地方交付税16億8,701千円、11款交通安全対策特別給付金1,000円、12款分担金及び負担金3,658万1千円、13款使用料及び手数料6,536万5千円、14款国庫支出金1億2,707万7千円、15款県支出金2億8,077万8千円、16款財産収入1,332万6千円、17款寄付金867万3千円、18款繰入金8億1,098万円、19款繰越金1億円、20款諸収入8,289万7千円、21款町債5億2,690万円、歳入合計41億6,600万円。では6ページをお願いします。歳出、1款議会費4,362万1千円、2款総務費6億537万4千円、3款民生費6億2,552万7千円、4款衛生費12億2,997万5千円、5款農林水産業費4億13万3千円、6款商工費7,431万3千円、7款土木費3億694万8千円、8款消防費2億3,093万6千円、9款教育費2億778万円、10款災害復旧費1万6千円、11款公債費4億904万8千円、12款諸支出金2,156万8千円、13款予備費1,076万1千円。歳出合計41億6,600万円。説明は以上であります。

議長（原田安生君）

議案第27号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。最初に歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に歳入。歳入の方でありますか質疑。それではこれで 27 号の質疑を打ち切ります。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

歳入の 10 款 1 項 1 目、地方交付税についてまた委員会でお尋ねしたいと思いますが、この金額の根拠をですね教えていただきたいと思います。前年度から 3 千万円の減額ということでもあります。普通交付税とそれから特別交付税は 2 年連続変わってないかと思えます。様々な算定項目、例えばバス路線事業の拡大でありますとか病床稼働率の減少、そういったことで特に特別交付税変動の要因があるんじゃないかと思えます。変わらないということの根拠を普通交付税の減少の根拠、特別交付税の維持の据え置きをまた委員会で伺いたいと思います。併せて医療センターに関する交付税の金額、基準財政需要額ということも改めてお尋ねしたいと思います。昨年 9 月の委員会では決算委員会ですね、令和 2 年度の医療センターに対する特別交付税額、町が計算していなかったということが明らかになっていました。副町長は、特別交付税についてはまたしっかりと数字を出すと答弁されております。交付税額がどの程度か、把握することなしに新たな無床診療所の費用対効果は把握できないというふうに考えます。予算委員会で結構ですので直近の東栄医療センターに対する普通交付税及び特別交付税の基準財政需要額や算定額をお示しいただければと思います。

議長（原田安生君）

委員会の方で。以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 28 号、議案第 29 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 31、議案第 28 号「令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、日程第 32、議案第 29 号「平成 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計について」の 2 案件を一括議題として質疑議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは 28 号、29 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

東栄町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。予算書の11ページをお願いします。議案第28号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」12ページをお願いします。令和4年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を6億5,257万5千円とするものです。第2条の継続費は16ページの第2表継続費のとおりです。第3条の一時借入金につきましては、借り入れの上限を4千万円とするものです。第4条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。13ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入1款国民健康保険料7,129万6千円、2款使用料及び手数料1万円、3款県支出金2億8,657万6千円、4款財産収入1千円、5款繰入金2億9,257万2千円、6款繰越金210万6千円、7款諸収入1万3千円、8款町債1千円、歳入合計6億5,257万5千円で14ページをお願いします。歳出、総務費346万2千円、2款保険給付費2億6,124万8千円、3款国民健康保険事業費納付金9,314万円、4款共同事業拠出金1千円、5款保険事業費2億7,309万4千円、6款基金積立金1千円、7款交際費2千円、8款諸支出金1,962万7千円、9款予備費200万円、歳出合計6億5,257万5千円。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算について説明いたします。予算書の17ページをお願いします。議案第29号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」18ページをお願いします。令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は歳入歳出の予算総額を1億2,678万9千円とするものです。第2条の一時借入金につきましては借り入れの上限を500万円とするものです。第3条は同一款内で総合流用はできることを定めるものです。19ページをお願いします。第1表歳入歳出予算歳入、1款後期高齢者医療保険料4,585万7千円、2款使用料及び手数料2千円、3款繰入金8,040万4千円、4款繰越金1千円、5款諸収入52万5千円、歳入合計1億2,678万9千円。20ページをお願いします。歳出、1款総務費460万2千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金6,649万7千円、3款後期高齢者医療費5,503万円、4款諸支出金16万円、5款予備費50万円、歳出合計1億2,678万9千円。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。初めに議案第28号の質疑を行います。歳入歳出全般で質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、議案第29号の質疑を行います。歳入歳出全般で質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案29号の質疑を打ち切ります。最後の休憩を取りたいと思います。

----- 議案第30号、議案第31号、議案第32号 -----

議長（原田安生君）

皆さんお揃いですので、再開を致します。ここでお諮りいたします。日程第 33、議案第 30 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計予算について」、日程第 34、議案第 31 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について」、日程第 35、議案第 32 号「令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」の 3 案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 30 号から 32 号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは失礼します。予算書の 21 ページをお願いします。議案第 30 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計予算について」22 ページをお願いします。令和 4 年度簡易水道特別会計予算は歳入歳出の予算総額を 3 億 2,135 万 5 千円とするものです。第 2 条の継続費につきましては、25 ページ第 2 章を継続費のとおりです。第 3 条の地方債につきましては 26 ページで 3 表地方債のとおりです。第 4 条の一時借入金につきましては、借り入れの上限を 5,000 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。23 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款分担金及び負担金 140 万 8 千円、2 款使用料及び手数料 5,500 万 6 千円、3 款国庫支出金 350 万円、4 款県支出金 210 万円、5 款繰入金 1 億 8,014 万円、6 款繰越金 200 万円、7 款諸収入 1 千円、8 款簡易水道事業債 7,620 万円、歳入合計 3 億 2,135 万 5 千円。24 ページをお願いします。歳出、1 款総務費 1,633 万 8 千円、2 款簡易水道事業費 2 億 4,789 万 6 千円、3 款交際費 5,612 万 1 千円、4 款予備費 1 千円、支出合計 3 億 2,135 万 5 千円で、簡易水道特別会計の説明終わります。

続いて予算書の 27 ページをお願いします。議案第 31 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計について」28 ページをお願いします。令和 4 年度公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額を 2 億 990 万 9 千円とするものです。第 2 条の継続費につきましては、31 ページ第 2 表継続費のとおりです。第 3 条の地方債につきましては、32 ページ第 3 表地方債のとおりです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 5,000 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。29 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款分担金及び負担金 90 万 1 千円、2 款使用料及び手数料 3,817 万 1 千円、3 款国庫支出金 3,630 万円、4 款繰入金 1 億 1,103 万 6 千円、5 款繰越金 200 万円、6 款諸収入 1 千円、7 款下水道事業債 2,150 万、歳入合計 2 億 990 万 9 千円。30 ページをお願いします。歳出、1 款下水道事業費 1 億 4,835 万 5 千円、2 款公債費 6,055 万 4 千円、3 款予備費 100 万円。支出合計 2 億 990 万 9 千円。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続いて、33 ページをお願いします。議案第 32 号「令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」34 ページをお願いします。議案第 32 号令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額を 3,191 万 6 千円とするものです。第 2 条の継続費につきましては、37 ページ第 2 表継続費のとおりです。第 3 条の地方債につきましては、38 ページ第 3 表地方債のとおりです。第 4 条の一時借入金につきましては借入の上限を 500 万円とするものです。第 5 条は同一款内で相互流用ができることを定めるものです。35 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款 分担金及び負担金 30 万 1 千円、2 款使用料及び手数料 412 万 8 千円、3 款繰入金 2,548 万 6 千円、4 款繰越金 20 万円、6 款諸収入 1 千円、6 款農業集落排水事業債 180 万円、歳入合計 3,191 万 6 千円。36 ページをお願いします。歳出、1 款農業集落排水事業費 2,123 万 千円、2 款公債費 967 万 7 千円、3 款予備費 100 万円、支出合計 3,191 万 6 千円。以上で農業集落排水事業特別会計の説明終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。始めに議案第 30 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

補正予算書の予算書 266 ページについてです。予算説明書です。申し訳ありません。1 億 5,000 万円の中設楽浄水場前処理施設整備工事費について伺いたいと思います。また委員会でも構いませんが、先ほど出された補正予算で 2,700 万円の詳細設計業務委託費が繰越明許費にあげられているということで事業が完了していない段階であると思われるが、その時点で 1 億 5,000 万円という整備工事費をどのように積算できるのか個人的には設計が終わってから金額を予算化するべきではないかと考えますが、それに対する認識をお聞かせいただきたいという点とですね、もう一点、今回 1 億 5,000 万円、この設計費も合わせれば 1 億 8,000 万円という大型事業でありますので、町民の関心も非常に高いものです。広報とうえいなどで経過も含めて丁寧に説明する必要があると考えますが、認識を伺いたいと思います。委員会で結構です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

次に 31 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に 32 号の質疑を行います。全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、以上で第 32 号の質疑は打ち切ります。

----- 議案第 33 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 36、議案第 33 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計予算について」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

予算書の 39 ページをお願いします。議案第 33 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計予算について」について 40 ページをお願いします。令和 4 年度東栄診療所特別会計は、歳入歳出予算総額を 8 億 4,945 万 2 千円とするものです。第 2 条の継続につきましては、43 ページ第 2 表を継続費のとおりです。第 3 条の一時借入金につきましては、借り入れの上限を 5,000 万円とするものです。第 4 条は同一款内で相互利用ができることを定めるものです。41 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入 1 款診療収入 2 億 1,306 千円、2 款使用料及び手数料 167 万 3 千円、3 款県支出金 825 万円、4 款繰入金 6 億 1,384 万 4 千円、5 款繰越金 1 千円、6 款諸収入 1,531 万 8 千円、歳入合計 8 億 4,945 万 2 千円、42 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 6 億 9,708 万 2 千円、2 款医療費 1 億 4,631 万 9 千円、3 款公債費 105 万 1 千円、4 款予備費 500 万円、支出合計 8 億 4,945 万 2 千円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 33 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

補正予算書の 316 ページ、4 款 1 項 1 目の一般会計の繰入金について伺います。

今回の一般会計繰入金は、

(「補正予算書と言った」の声あり)

失礼しました。補正予算説明書と言いました。予算説明書の間違いです。お詫びして訂正致します。予算説明書の 316 ページ。4 款 1 項 1 目の繰入金、一般会計の繰入金であります。今回の一般会計の繰入金は、施設整備費に係る巨額の繰入もありますの

で、合計 5 億 9,433 万 1 千円となっております。整備費用を除いた運営費に対する一般会計からの補填という金額がいくらか伺います。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長 (前地忠和君)

工事又は投資的経費備品の引っ越し料とかそういうものを除きますと 1 億 3,759 万円になるかと思えます。以上です。

議長 (原田安生君)

1 番よろしいですか。その他ございますか。

(「議長、6 番」の声あり)

はい、6 番。

6 番 (森田昭夫君)

説明書の中の例えば 334 ページ。人件費の関係ですけれども、ここに一覧表で給与明細が出てますよね。委員会の時で結構ですので、同規模の病院、同規模の人数というか同規模程度の町営の病院のようなところの職員の数ですよ。例えば私が思うには技術職が異常に多い気がするんですよ。いらんんじゃないのか、こんなにたくさん。普通は委託するべきじゃないのかなと思うんですが、経営の改善を図るためにやっぱり第三者に見てもらわなければならないかと言ってもさっぱりやらないもんですから、これは 1 回同規模の人口に対してどのぐらいの病院の規模があるのか職員の給料、これで本当にいいのか。私はあまりにも高すぎるんじゃないかなと思うんですが、あまりにも非常に高いと言える気がします。したがって、それを調べてきて頂きたい。また、委員会の時に説明していただければ結構ですけども。普通なら新しい診療所を作っていくわけですので検査やなんかほとんど委託してくると思うんですけどね。同じような規模の病院だったら、診療所だったら。その辺のところを一回、他との比較をしてきて委員会に説明ををいただきたいなと思えます。よろしくお願ひします

議長 (原田安生君)

委員会の方で回答できるように。

(「議長、医療センター事務長」の声あり)

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長 (前地忠和君)

同規模の病院がですね、どの程度かわかりませんが、できる限り調べてみますので、よろしく願います

(「議長、6番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、6番

6番(森田昭夫君)

同規模といってもまったく東栄町と同じような規模の病院は、なかなかないわけですので、それ前後で構いませんよ。それから規模として通院患者、入院じゃなくて通院、1日医師ドクターはだいたいどのぐらいの患者さんを見ているのか、そういった比較ですよ。それに対して看護師は何人いて、どうやったら大体平均的な、例えば診療に来る患者の処理の数からでも洗ってみえると思うんですよ。そういったことで比較をしていただければいいんですけどね。あの患者の数に比較して東栄町は医師の数が多い。しかも検査技師なんか多すぎるね。それからレントゲンなどあそこまでの立派なにいらないんじゃないかなと思うんですがやっぱりその辺の比較はやっぱりすべきだと思うんですよ。比較してやっぱり経営改善図っていくべきだと思いますので、その辺の全く同じ規模のやつ探せて無理な話ですので、そういったところで例えば通院の患者の数だとか、同規模程度の病院の設備だとか技術職の数、その辺のことはやっぱりしっかり調べて、普段からそういうことは比較調べておくべきことだと思うんですよ。そういったことでよろしく願います。

議長(原田安生君)

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案33号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号  
議案第39号 -----

議長(原田安生君)

次に、各財産区特別会計予算の審議でございますが、ここでお諮りいたします。日程第37、議案第34号から日程第42、議案第39号までの「令和4年度各財産区特別会計予算について」の6案件につきましては、一括議題とするとともに説明を省略したいと思います。これについて意義はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。ただちに6案件の全般についての質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第34号から39号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第40号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第44議案第40号、「東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について」の件を議題といたします。提出者から説明を求めます。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。議会運営委員委員長。

5番（伊藤芳孝君）

議案第40号「東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について」東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。令和4年3月10日提出。

提出者、東栄町議会議員伊藤芳孝。賛成者、東栄町議会議員伊藤紋次、山本典式

「東栄町予算特別委員会設置に関する決議案の提出について」地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条により特別委員会を設置し、法第98条第1項にかかる事項を当委員会に付託するものとする。1名称、東栄町議会予算特別委員会、2設置の根拠、地方自治法第109条及び東栄町議会委員会条例第4条による、3目的、東栄町一般会計予算および東栄町各特別会計予算の審査を行う。4委員の定数7名。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第40号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。続いて本案に対して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第40号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。以上で、本日上程されました案件の審理が日程どおりすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日上程されました案件のうち本日議了しました8案件を除

く 30 案件につきまして、所管の常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思えます。ただ今から事務局から付託表が配布されますので、よろしくお願ひいたします。

(議員、執行部に付託表配布)

お手元にお配りをしたと思えますが、お諮りいたします。ただいまお配りした付託表のとおり各委員会に付託することに御用はございませぬか

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定しましたので、よろしくご審議お願ひいたします。

また会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいたとおりでございませぬので、それぞれご出席お願ひ致します。以上を持ちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。